



ハッ場ダム住民訴訟 最高裁決定抗議集会

ダム依存から真の河川行政への転換を求めて

2015年12月13日(日) 13:20~16:40 全水道会館4階 大会議室

プログラム

(敬称略)

司会・苗村洋子(ハッ場ダムをストップさせる東京の会)

13:20 開会挨拶 大川隆司(弁護団副団長)

13:25 弁護団紹介

13:30 弁護団からの挨拶 広田次男(弁護団前事務局長)

◆第一部 ハッ場ダム住民訴訟・最高裁決定を受けて

13:35 弁護団報告「国の直轄事業で住民訴訟を締め出そうとする裁判所

—ハッ場ダム・東京住民訴訟の現時点での総括— 高橋利明(弁護団長)

13:55 上告団報告「これは真実を刻んだ闘いだっただ」 深澤洋子(ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会)

14:05 各都県の会挨拶

群馬県 浦野稔

栃木県 高橋比呂志

茨城県 神原禮二

埼玉県 大高文子

千葉県 中村春子

東京都 田中清子

14:25 来賓挨拶

休憩

◆第二部 命を守る河川行政とは?

14:40 講演「想定外と治水」 宮本博司(国交相河川局0B、元淀川水系流域委員会委員長)

15:20 報告「鬼怒川堤防決壊が求める河川行政の転換」

嶋津暉之(ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会代表)

15:50 対談:宮本 vs 嶋津

16:15 質疑

16:30 集会アピール採択 神原禮二(ハッ場ダムをストップさせる茨城の会)

16:35 閉会挨拶 大木一俊(弁護団事務局長)

主催 ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会、ハッ場ダムをストップさせる群馬の会・茨城の会・埼玉の会・千葉の会・東京の会、ムダなダムをストップさせる栃木の会

連絡先 ハッ場ダムをストップさせる東京の会 TEL/FAX 042-341-7524(深澤)

資料目次

(敬称略)

第一部 ハッ場ダム住民訴訟・最高裁決定を受けて

弁護団報告「国の直轄事業で住民訴訟を締め出そうとする裁判所

—ハッ場ダム・東京住民訴訟の現時点での総括— 高橋利明_____1

上告団報告「ハッ場ダム住民訴訟 11 年間の闘い」

ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会_____5

各都県訴訟の総括

群馬_____9

栃木_____10

茨城_____12

埼玉_____14

千葉_____16

東京_____18

第二部 命を守る河川行政とは？

講演「想定外と治水」レジュメ、スライド抜粋 宮本博司_____19

報告「鬼怒川堤防決壊が求める河川行政の転換」 嶋津暉之_____25

(参考) 流域治水推進条例の要点_____29

(参考) 安価な耐越水堤防の例_____32

ハッ場ダム住民訴訟の代理人目録_____33

ハッ場ダム住民訴訟 これまでの主な集会_____34

集会アピール (案) _____35

講師 宮本博司さん プロフィール

国交省河川局で長良川河口堰等を現場トップとして担当、事務方として淀川水系流域委員会の画期的な市民参加の方法を主導、国交省退職後は一市民としてその委員長に就任。脱ダムの流れをつくる。

国の直轄事業で住民訴訟を締め出そうとする裁判所

一八ツ場ダム・東京住民訴訟の現時点での総括一

弁護士 高橋利明

本年9月14日、最高裁から、「上告棄却」の決定が届いた。

10年間続いたこの訴訟で、利根川の河川管理者である国土交通省は、「基本高水流量・毎秒2万2000m³」の説明ができなかった。そして、八ツ場ダム建設で、東京都が洪水時にダムによる洪水調節で「著しく利益を受ける」との説明もなし得なかった。江戸川での恩恵は僅かに数cmに過ぎない。そうであるのに、裁判所は、国土交通大臣の納付通知には、「一見明白な瑕疵」は認められないから、住民達の主張は認められないとした。大臣の命令なのだから、東京都はこれに従えというものであった。これが裁判所の回答であったのである。

この機会に、この訴訟の主要な争点を振り返りながら、とりあえず現時点での本件訴訟の総括をご報告しようと思う。

1 国交省は、治水の根幹、利根川の基本高水流量の説明ができなかった

利根川の治水計画・基本高水流量毎秒2万2000m³は、1947年のカスリーン台風洪水後に策定された毎秒1万7000m³を、1980年（昭和55年）に突然改訂するとして生まれたものであった。しかし、国土交通省は、民主党政権下での見直し作業において、自らが策定したこの「基本高水流量」について、毎秒5000m³を増やした理由の説明をすることができなかった。それもそのはずで、関東地方整備局は、現在の利根川で、カスリーン台風洪水の再現計算をしたところ、八斗島で毎秒1万6750m³になるとの結果になっていたのである（甲B39号証）。

国土交通省のお役人たちは困り果て、「基本高水を毎秒2万2000m³に増やしたのは、カスリーン台風時の洪水では、上流部で大きな氾濫があったので、これを参入したもの」と、言い出して上流域の「氾濫図」（甲B158号証「昭和22年9月洪水の氾濫量の推定について」）を作成した。しかし、それは、現在、高崎市役所が建つ台地や上信電鉄山名駅西後背の丘陵地にも洪水が上がったという、正に「洪水、山に上る」という、とんでもない図面であった。さすがに、「洪水、山に上る」は、「毎秒2万2000m³の検証」を依頼された日本学術会議からも、のち裁判所からも無視された。

利根川では、1950年以降、カスリーン台風のような大洪水は発生していない。利根川では、同台風後に、上流部の支川や狭窄部などで若干の補強工事が行われはしたが、大規模河川工事は行われたことはなかった。弁護団は、上流部の本川・支川を調べに現地へ何度も足を運んで「調査報告書」（甲B54、67、92、102、127号証ほか）を作成したが、本川上流には昔も今も長大な堤防はなく、その姿に変わりはない。つまり、カスリーン台風後に、利根川の洪水を著しく増大させる事情は発生していないし、戦後も格別の堤防工事は行われていないのである。それ故流量が増える理由がない。もともと、「毎秒2万2000m³」の河道の改修計画なるものは「計算上の仮設計」なのであって、ダム計画を正当化するための仮想計画であったのである（甲B115号証東京新聞）。むしろ、戦後から植林、育林に努めてきた利根川上流域では、保水力が大幅に増大している（甲B第129号証群馬県林務部「水源かん養機能軽量化調査報告書」）。だから、1947年洪水のピーク流量を30%も増やす理由は見つからないのである。だから、国土交通省や日本学術会議が、いくら知恵を絞ってもこの説明ができなかったのである。できる筈はないのである。

2 関准教授は日本学術会議の流出計算手法に切り込んで「毎秒1万6660 m³」との「意見書」を作成

関良基准教授は、嶋津暉之さんや若手の研究者の支援を得て、カスリーン台風洪水の再現計算に挑んだ。その過程は、国土交通省側の計算データの不開示や計算手法の虚偽説明を暴きながら、学術会議側の資料（最終流出率）を正当に用いて、ピーク流量は毎秒1万6660 m³となるとの値を導き出した（甲B146号証「関意見書」）。国土交通省や学術会議の計算（毎秒2万2000 m³～毎秒2万1100 m³）の手法との違いは、国交省などが、飽和雨量を超えると降雨はすべて河川へ流出するという考え方、即ち、「最終流出率を1.0」とするのに対して、関准教授は、利根川上流域での降雨と流出の関係の実績データの分析に基づいて、飽和雨量を超えた降雨が全量流出する事実は認められないと厳しく指摘した。そして、利根川上流での主要河川（本川・支川）での最終流出率は「0.7」であるとしたことである。ほかの計算条件は同じである。こうした計算手法による計算結果は、カスリーン台風洪水ばかりでなく、10に及ぶ中規模洪水にも適合することとなっている（甲B164号証）。一方、学術会議は、自らが採用している流出計算手法については、「10,000 m³/S程度のチェックのみでは、昭和22年の20,000 m³/S程度の洪水に対し適用可能かどうかの確認はできていないことを付記する。」（甲B147号証「学術会議の『回答』16頁」との言い訳をするほど自信のないものであった。しかし、国交省・学術会議の計算手法の決定的な問題点は、過大な流出率の設定にあるのである。彼らが、どうしてこのような無理をするのかと言えば、こうしないと、基本高水流量・毎秒2万2000 m³は手の届かない世界へ逃げてしまうからである。そうするとダムが造れなくなってしまう。これが固執の本当の理由なのである。「学問」を生業とすることはよいとしても、論争の前提事実を曲げて議に付することは断じて許されないことである。

3 ハツ場ダムによる東京都の「著しい利益」の説明もできなかった

ハツ場ダムを造るに当たって、その建設費の一部を流域都県に負担させるには、河川法63条1項に定めるとおり、同ダムによって、各都県に「著しく利益を受ける」が生まれることが条件となる。そこで、原告住民らは、再三、そのことの説明を求めた。この事実の存否こそが、本件住民訴訟の主たるテーマになるはずと主張した。

しかし、一審の裁判所も二審の裁判所も、それは直接の争点ではないとした。国土交通大臣が知事らに発した納付通知が違法だと判断される場合とは、その「納付命令」に「重大かつ明白な違法でないし瑕疵がある場合である」とした。誰の目から見ても、一見して「この納付通知は、おかしい」という場合だけであるというのである。

そして、「著しく利益を受ける」の論点については、高裁の判決においては、「ハツ場ダムにより東京都が同項所定の『著しく利益を受ける』ものではないとは認められず、また、仮に『著しく利益を受ける』ものではないと認められる余地があるとしても、これが明白であるとは認められないものであって」と判示した。裁判所も、「著しく利益を受ける」との認定はできなかったのである。それもそのはずである。関東地整側の報告書によっても、水位低減効果は、江戸川上流部でおおむね「3～6 cm」程度（控訴審第14準備書面13頁）であるから、下流へ行けばほぼ「0」とみて差し支えなからう。どう考えても「著しく利益を受ける」とはならない。

そして、東京高裁判決は、原告・住民らが主張した国土交通省の基本高水流量についての説明の破綻や、日本学術会議での検証でもカスリーン台風時の実績流量と基本高水毎秒2万2000 m³との乖離が説明できなかったことについての主張に対しては、ことごとく、「控訴人ら指摘の点によっても、上記検証が合理性を欠くことが明らかであるとは認められない。」という逃げ方であった。そして、関准教授の基本高水流量・1万6660 m³との試算については、最終流出率の設定が学術会議のそれとは異なるとの指摘だけで、これを排斥した。排斥の実質的理由を説く判示は一言もな

かった。事実を正面から取り上げて吟味しようとする意志が全く認められないのである。

4 野呂阪大教授らが高裁判決を厳しく批判

上記のような裁判に対しては、「法律時報」の1914年6月号の八ッ場ダム特集において、野呂充教授、田村達久教授、人見剛教授らが、こぞって強く批判された。「支出原因となった大臣の納付通知の瑕疵の如何を論ずるまでもない」（人見教授 68 頁右段）。「当然に出訴が認められる。」（67 頁右段）とされ、野呂充教授は、次のように強調された。

「都府県が国から不利益な措置を受ける関係は、独立した法主体間の関係である。さらに、納付通知は、都府県の公行政活動の監督手段ではなく、国と都府県との間の財産上の利害調整にかかわる行為であり、かつ、都府県の納付義務については「著しい利益を受ける」ことが法律上要件とされている。そうすると、納付通知が法定の要件を充たさず違法であると都府県が考えるときは、取消訴訟を提起して納付通知の取消しを求めることができると解すべきであり、また、「著しい利益を受ける」という要件の司法審査にあたり、国の判断を一方向的に優先させる理由もない。したがって、都府県は違法な納付通知を訴訟を通じて是正するのであって、その手続を怠ったまま漫然と違法な納付通知に従って支出をした場合には、違法となると解される。」（62 頁左段）と明快に論じられている。正に、このとおりなのである（田村教授の論旨も同じ。54 頁右段）。そして、人見教授は、一連の高裁判決のような立論について、「このような制度解釈と法令解釈は、根本的には日本国憲法 92 条以下の地方自治保障及び地方自治法等の諸規定に鑑みて、全く妥当ではないと言わねばならない。」（65 頁右段）と、厳しく批判された。

5 利水については無限の裁量権を容認

水需要の増加を充足するためにダムによる水源開発が必要だと思われる時代もあったが、1990年代に入ってから、水需要の増加がストップし、同年代後半から減少の一途を辿るケースが相次ぐようになった。

本件訴訟で対象とした6都県も同様である。一極集中が進む東京都も例外ではなく、むしろその典型例である。東京都水道の一日最大給水量は1992年度の612万 m^3 /日をピークとしてその後は確実な減少傾向となり、2007年度には497万 m^3 /日と、500万 m^3 /日を下回るようになった。その後も減り続け、2014年度には465万 m^3 /日となっている。東京都が八ッ場ダムで確保する予定の水源量は約48万 m^3 /日であるが、最近22年間の減少量はその3倍にもなっているのである。

この水需要の縮小は節水型機器の普及などの構造的な要因によるものであり、且つ、近い将来には東京都も人口の減少傾向に変るから、八ッ場ダムの水源が東京都にとって不要であることは疑う余地がないことになってきた。

ところが、東京都の計画は、一日最大給水量が実績の傾向とは全く逆に反転して急速な増加傾向に変わり、東京都は、2015年度には592万 m^3 /日まで増加すると予測し、一方で、現保有水源を過小評価することにより、八ッ場ダムの水源が必要だと主張した。過去20数年間、減少の一途を辿ってきた給水量が一転して急増することはどこから見てもあり得ないことであり、都の予測が全くの架空予測であることは明白である。

しかし、一審判決も二審判決も、「計画給水量などの決定に当たっては余裕を見込んでおくこと」が必要だとして東京都の計画をすべて容認した。最高裁も裁判の拒否という形でこれを追認した。

6 貯水地地すべりの危険性

吾妻川の河岸は、未固結の第四紀層で覆われており、崩壊を起こしやすい。現在でも、至るところで表層の崩壊や地すべりを起こしている。湛水によってこの危険は増大する。

①「川原畑地区二社平」は、二社平の尾根筋全体が地すべり地で、滑落崖も分離丘も現存し、激しい崩壊が起こっている。そして、斜面の頂部には大きな空洞体もある極めて危険な状態にある。②「林地区勝沼」は、1989年10月、JR吾妻線の路盤が沈下し、国道が押し出されるという、幅と奥行きが400mという大きな地すべりが起きた。群馬県は対策として、集水井を9箇所で掘ったが、これらはダムの湛水後は水面下になり機能しなくなる。③「横壁地区白岩沢右岸」は、これまで様々な形態の崩壊が繰り返し起きている地区で、国土交通省も、斜面上部のあるブロックでは、湛水すると地すべりを起こす危険を認めている。④「横壁地区小倉の地すべり」では、地質調査会社の委託調査報告書でも、夏季、ダムの水位が下がったとき、造成盛土層の下部の土石流堆積物などの層から川側の斜面へ地下水が流れ出し、一緒に土砂を運ぶから、上部の宅地造成地盤が沈下する恐れがあると警告している。宅地地盤の下部の土石流堆積層などの層から地下水が流れ出ていることは、冬季、この崖面一帯に巨大なつららのカーテンができることで明らかである。こうした地すべりが、湖底の「押え盛土」だけで防止できる保障はないのではないか。

7 国の公共事業への住民監視機能を奪う裁判所—しかし、へこたれないぞ

所管大臣が国の直轄事業に関して都県へ発した納付通知に対して都県首長には審査権はなく（実際、東京都はそう主張していた）、住民訴訟で争う場合にも、「当該の公共事業は、法で定める事業の要件やルールに著しく反している」という事実だけを主張したのでは、首長の公金支出の差止めができないというのであれば、この種の住民訴訟は成り立たなくなる。そうであれば、なお一層、国の公共事業をチェックする者はいなくなり、国はやりたい放題だということになる。これまで事実もそうであったであろうが、今回の高等裁判所の判決や最高裁の「門前払い」決定で、このやり方が公認されたということになる。

近時、大川隆司弁護士の面白い論考が「法と民主主義」（2015年10月号 時評「行政裁判所の爪の垢を飲ませたい」）に載った。昭和初期の行政裁判所の判例で、旧都市計画法の規定によると、知事又は市長が執行する道路工事に、内務大臣の指定により沿道住民に受益者負担金が課されることがあるのだそうである。これについて住民が課された賦課処分の取消を求めて提訴した事案で、行政裁判所は、受益の有無及び程度を内務大臣の処分に拘束されることなく客観的に審理できるとの判断を示しているというのである。欽定憲法の下でもこの程度の判断が可能であったというのは興味深い。まして、今日なら、人見教授らが指摘されているように、一連の高裁判決は、「根本的には日本国憲法92条以下の地方自治保障及び地方自治法等の諸規定に鑑みて、全く妥当ではない」ということにならなければならない。

そうであるのに、この国の裁判所は、憲法で与えられた行政や立法機関に対する監視機能については休眠を続けている。そればかりか、行政の違法を正そうと裁判所の門を叩く住民や国民を追い返す門番の役割すら果たそうとしているのではないか。

しかし、原告らの皆さんは、こんなことでへこたれないと思う。八ッ場ダムの監視は続けられるだろうし、おかしなことが起これば「異議あり」と、また戦いを始めるのではないか。私も、まだ「八ッ場ダム10年の戦いの総括」が残っている。少々荷は重いですが、皆さんと一緒にこの総括を仕上げて参りたいと楽しみにしている。

以上

ハッ場ダム住民訴訟 11 年間の闘い

ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会

1 ハッ場ダム住民訴訟の経過

- 2004 年 11 月 6 都県の住民がそれぞれ東京都、群馬・栃木・茨城・埼玉・千葉県を相手に、ハッ場ダム負担金の支出差し止め等を求める住民訴訟を提起（原告総数 191 名）
(栃木は思川開発（南摩ダム）、湯西川ダムも対象)
- 2009 年 5 月～2011 年 3 月 東京・群馬・茨城・千葉・埼玉・栃木の各地方裁判所の一審判決
- 2013 年 3 月～2014 年 10 月 東京高等裁判所の二審判決
- 2015 年 9 月 8～10 日 最高裁判所の決定

2 本訴訟で明らかにしたハッ場ダムの不要性と不当性

(1) 利水面の不要性

各都県とも、水需要が近年は減少の一途を辿る一方で、利根川・荒川水系のダム等の完成で十分な水源を確保するようになっている。今後は人口の減少も相まって、水余りが一層進行していく時代になっており、ハッ場ダム等の新規水源の必要性は皆無になっている。ところが、各都県は水需要の実績を無視して、今後は水需要が急増するという架空予測を行い、さらに、現保有水源を過小評価して、ハッ場ダムの必要性を無理矢理つくり出している。

(2) 治水面の不要性

利根川の治水対策としてハッ場ダムによる洪水調節が必要だとする計画は、洪水目標流量が実績流量とかけ離れたきわめて過大な値に設定されている。その目標流量を現実的な値に直せば、河道整備だけで対応することが可能となり、ダムによる洪水調節は不要となる。さらに、利根川におけるハッ場ダムの治水効果は小さく、特に下流になるにつれて、その効果が減衰していくので、治水面でもハッ場ダムは無用のものである。

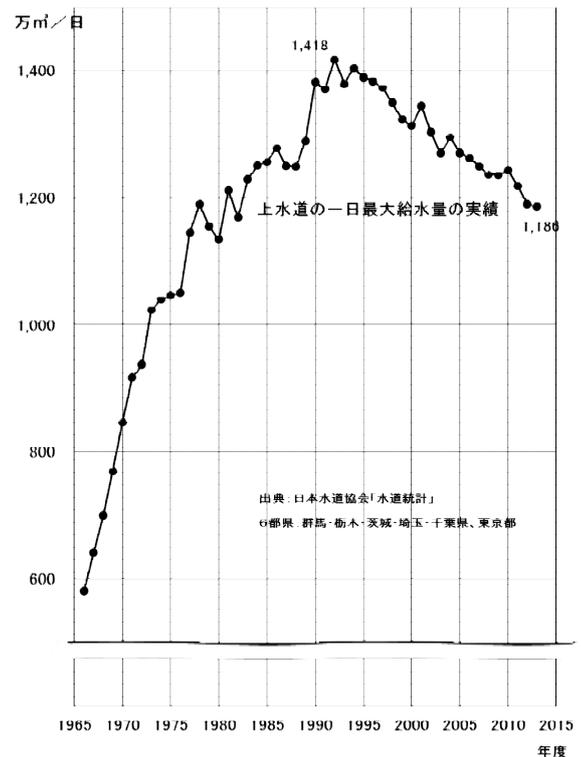
(3) 地質面でのハッ場ダムの危険性

ハッ場ダム予定地は地質が脆弱であるので、ダムを建設すれば災害を誘発する危険性がある。第一にダムサイト予定地は熱水変質帯や断層が横たわり、無数の割れ目があり、1970 年頃までは当時の建設省がダムの建設は困難としていた場所である。第二に貯水池予定地周辺は、熱水変質帯、応桑岩屑流堆積物、崖錐堆積物などの脆弱な地層が広く分布しており、ダム本体完成後の試験湛水および本格的な湛水による貯水位の上下で深刻な地すべりが誘発される危険性がある。

(4) かけがえのない自然と遺跡の喪失

関東の耶馬溪と言われる美しい吾妻溪谷の上流部は破壊され、残る中下流部もダム完成後は、岩肌をコケや草木が覆って、吾妻溪谷の魅力は失われてしまう。さらに、イヌワシやクマタカなどの貴重動植物の生息・生育が困難となる。また、日本のポンペイとされる 1783 年の浅間山噴火による天明泥流の遺跡、縄文時代の成立から終末（1 万年以上～2400 年前）までが途切れることなくある第一級の縄文遺跡群も失われる。

利根川流域6都県の水道用水の推移



利根川流域6都県全体の1992～2013年度の減少量230万m³/日はハッ場ダムの開発水量143万m³/日(通年換算)の1.6倍にもなる。

3 判決—裁判官が行政に迎合

しかし、本件訴訟の判決は、利水に関しては水需要の架空予測も「直ちに合理性を欠くものとは認められない」として、行政に無限の裁量権を認めるものとなった。また、治水計画の明らかな不合理性やダムの危険性も、「重大かつ明白な違法ないし瑕疵が存在するものとは認められない」として違法性判断のハードルを際限なく高くして、原告の主張を退けた。

今回の判決は行政に何の義務を課すこともなく、行政のやりたい放題を追認するものであった。「絶望の裁判所」（瀬木比呂志著）が指摘しているように、裁判官の独立性が失われてきているのである。

4 ハッ場ダム住民訴訟によるダム反対運動の広がり

ハッ場ダム住民訴訟を6都県で展開したことによって、ハッ場ダム反対運動は大きな広がりを示した。ハッ場ダム計画の見直しと地元の支援を目指す「ハッ場あしたの会」と連携しながら、取り組んだことにより、ハッ場ダム問題において次に示すような局面が生まれてきた。

（1）議員の会、議員連盟の発足

2008年5月には地方議員による「ハッ場ダムを考える1都5県議会議員の会」が、さらに2010年10月には国会議員による「ハッ場ダム等の地元住民の生活再建を考える議員連盟」（会長・川内博史衆院議員（当時）、以下、議員連盟と略す）が発足し、ハッ場ダム見直しに向けて精力的な取り組みが行われてきた。

（2）民主党政権発足時のハッ場ダム中止表明

2009年8月の総選挙でハッ場ダムの中止をマニフェストで掲げた民主党の政権となり、政権発足直後の9月には当時の前原誠司国交大臣により、ハッ場ダムの中止が表明された。結局は、国交省の官僚の巻き返しと大臣・副大臣・政務官の力不足により、2011年12月にハッ場ダム事業の推進に変わるが、一時期はハッ場ダム建設の是非が国政の大きな課題になった。

（3）日本学術会議による利根川の基本高水流量の再検討

ハッ場ダムの治水面の根拠となっている利根川基本高水流量の科学的な根拠に疑義が生じたことにより、馬淵澄夫国交大臣の指示により、日本学術会議に「河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会」が設置され、2011年1月から9月まで、基本高水流量22,000 m³/秒の妥当性について再検討が行われた。学術会議は、1947年のカスリーン台風洪水が山を登るといふ国交省の不可解な資料を不問にしたまま、きわめて過大な基本高水流量22,000 m³/秒を追認するが、公開の場で基本高水流量の再検討が行われたのは初めてのことであった。

（4）利根川・江戸川有識者会議での白熱の議論

国交省はハッ場ダムを位置づける利根川・江戸川河川整備計画を策定するため、利根川・江戸川有識者会議を開催した。上記の「議員連盟」の意向により、大熊孝新潟大学名誉教授と関良基拓殖大学準教授が委員に加えられた。このことにより、利根川の基本高水流量や河川整備計画の目標流量等をめぐって、国交省側の有識者との間で2012年9月から13年3月まで白熱した議論が展開された。結局は国交省の一方的な打ち切りで国交省の思惑通りの結果となったが、議論の中で国交省の数字の非科学性が浮き彫りになった。

（5）ダム中止後の生活再建支援法案の国会上程

ダムを中止するためにダム計画に長年翻弄されてきた地元住民の生活再建を図ることが是非とも必要である。2012年3月にはこのための法案、「ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法案」が国会に上程された。結局は審議されないまま廃案になったが、この法案が上程されたことの意義は大きい。この法案は上記の「議員連盟」が作成した法案がベースになっている。

5 ハッ場ダム予定地の現状と今後

(1) ハッ場ダム本体工事の状況と予定

今年1月からハッ場ダム本体の基礎岩盤掘削工事が始まり、上部から掘削工事が進められてきている。国交省は工期が遅れるのを恐れて、吾妻渓谷を巨大ライトで照らして昼夜兼行の掘削作業を強行している。国交省の説明によれば 今後の工事計画は次のとおりである。

基礎岩盤掘削	2015年1月～2016年4月
コンクリート打設	2016年6月～
ダム本体の完成	2018年度中
試験湛水	2019年度から
ダムの完成	2020年3月

(2) ハッ場ダム予定地の移転状況と強制収用手続き

水没予定地の残存戸数は今年3月末時点の国交省の資料では4世帯となっている。代替地の移転世帯数は今年3月末現在で86世帯、未移転の4世帯を加えても90世帯（外部からの移転を含む）である。水没予定地の全世帯数290世帯から見ると、その3割に過ぎず、人口の流出が著しい。

関東地方整備局は共有地などの未取得用地を強制収用にするため、今年4月に事業認定申請を行った。事業認定庁はダム起業者と同じ国交大臣であり、本省の土地収用管理室が公聴会の開催など、事業認定の手続きを進めてきている。事業認定が下りると、関東地方整備局は群馬県収用委員会に対して裁決申請を行う。収用委員会の裁決が下りると、関東地方整備局は補償金を支払って用地を取得する。権利者不明の共有地の場合は法務局に補償金を供託して、用地を取得する。

なお、事業認定後は補償基準ではなく、現在の路線価に基づく補償額になるとされており、移転補償額は大幅に減額される。さらに、公共用地への売却の譲渡取得に対して設けられている課税の5000万円特別控除も適用されなくなる。このため、事業認定後まで譲渡を拒むことは困難となっている。

6 ハッ場ダムについて今後予想される問題

(1) 地質の脆弱さに起因する問題

① ダム本体工事が予定どおりに進むのか？

現在のダムサイト予定地について1970年の国会答弁で次のとおり、地質面の危険性が指摘されたが、最近になって地質面の問題はないことになっている。

1970年の国会答弁

「熱変質をした地質がずっと続いているものと考えられるという
ことで、ダムの基礎地盤としてはきわめて不安定」。

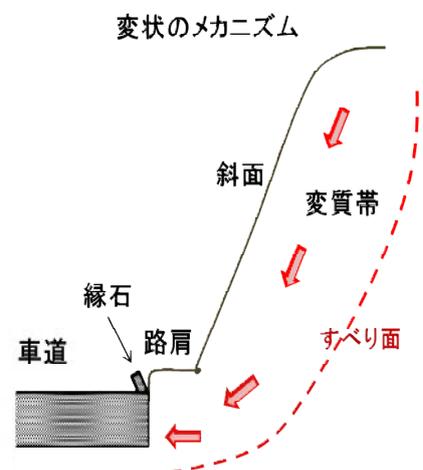
「その付近に河床を横断する3メートル幅の岩の断層があるという
ことで、…ダムが非常に不安定」

「岩盤に節理が非常に多いということで、……大型ダムの建設場
所としてはきわめて不安な状況」

しかし、基礎岩盤の掘削工事が進む過程で、当初危惧されていた脆弱な地層に遭遇することもあり得るのではないだろうか。その場合はダム本体工事の見直しが必要となる。

② 貯水池周辺の地すべりの危険性

ハッ場ダム貯水池予定地の周辺は、熱水変質帯、応桑岩屑流堆積物、崖錐堆積物などの脆弱な地層が広く分布しており、ダム完成後の試験湛水および本格的な湛水による貯水位の上下で地すべりが誘



(地質の専門家が2014年10月に調査)

発される危険性がある。

すでにダム貯水池予定地では地質の脆弱さに起因する問題が発生してきている。熱水変質帯が広く分布している川原畑地区では、茂四郎トンネル西側の付替国道の縁石に亀裂が発生している。これは、上図のとおり、熱水変質帯が引き起こした地すべりの前兆と考えられている。

また、右岸側の川原湯地区でも崖錐堆積物が分布する上湯原では付替県道の工事が難航し、暫定道路のままになっており、完成時期がいまだに明らかにされていない。このため、付替県道は概成したものの、大型車両が通過できない状態がずっと続いている。

ダム完成後の試験湛水および本格的な湛水によって、深刻な地すべりが発生すれば、奈良県の大滝ダムや埼玉県の滝沢ダムのように地すべり対策工事に追われ、工期が大幅に延びることになる

大滝ダム（国交省）	完成時期	2003年度→2012年度	9年延期	追加地すべり対策費	308億円
滝沢ダム（水資源機構）	完成時期	2005年度→2010年度	5年延期	追加地すべり対策費	145億円

(2) ハッ場ダム事業費の増額

ハッ場ダムの事業費を現在の4600億円にとどめることは困難であって、大幅な増額が避けられないと予想される。

2011年度のハッ場ダム検証による総事業費の増加額（国交省の点検結果）

・事業費の増額分－減額分	33.6 億円
・追加的な地すべり対策の点検による増額	109.7 億円
・代替地の安全対策の点検による増額	39.5 億円
合計	183 億円

実際には更なる増額要因がある。

・地すべり対策費の更なる増額の可能性	100 億円以上？
・代替地の整備費用の大半の負担	80～100 億円
・東京電力の水力発電所への減電補償	160～200 億円以上

関係都県は事業費増額に対して拒絶反応を示してきた。事業費の大幅増額を関係都県は受け入れることができるのだろうか？

(3) 鉄鋼スラグ問題

ハッ場ダム関係でも代替地造成等の工事に大同特殊鋼の鉄鋼スラグがかなり使われてきたとされている。

鉄鋼スラグは水と反応すると、膨張する性状があるので、通常は使用後に極力膨張しないように事前にエージング処理が行われるが、大同特殊鋼の鉄鋼スラグはエージング処理が不十分であるため、その使用箇所では右の記事のとおり、鉄鋼スラグの膨張で住宅が傾斜するなどの問題が生じてきている。

鉄鋼スラグの膨張は長年かかって進行していくので、ハッ場ダムの代替地等でもすぐには顕在化しないが、やがて深刻な問題が発生する可能性がある。さらに、この鉄鋼スラグにはフッ素等の有害物質が含まれている。

ハッ場ダムの代替地等で使われた鉄鋼スラグが今後、どのような影響をもたらすのか、大いに懸念される。



ハッ場ダム群馬訴訟の総括

ハッ場ダムをストップさせる群馬の会

同 弁護士団

1 裁判の総括

- ① 裁判をやってよかった点は、マスコミでも取り上げられて、一般の人達に、ハッ場ダム問題の存在を知らせることができたこと。特に、一審段階ではその感が強かった。
- ② 前橋地裁の時には、傍聴者もあり関心と呼んでいたが、高裁になってから裁判がしばらく進行をストップし、またその後の手続きも進行協議という非公開の手続きが続いたため、控訴人を含めて、裁判の様子が見えづらくなってしまい、裁判あるいはハッ場ダムに対する関心が薄れてしまった。
- ③ それにしても、裁判に時間がかかり、この間、原告2名が死亡し、他の原告達も高齢化が進み、裁判の傍聴等も少なくなってしまった。
- ④ 裁判によってハッ場ダム問題を知らせる効果はあったが、裁判と反対運動や現地の人たちとの協力関係の形成等とつなげることができなかったことが反省点である。

この点は、建設予定地を抱えている群馬の特有事情があり、裁判以外の活動は「ハッ場あしたの会」に頼ってきたところがあった。

2 今後の活動について

- ① 訴訟活動は、最高裁決定により終わるが、地すべりの危険性、鉄鋼スラグ問題、品木ダムをめぐる環境問題などの課題が残っており、運動として継続していく必要がある。
- ② 今後、裁判を支えてきた「ストップさせる群馬の会」をどのような形で続けていくかを検討する。案としては、「ストップさせる群馬の会」を解散してから次の活動に入っていくか、「ハッ場あしたの会」との合流などが出された。

以 上

栃木3ダム訴訟総括

ムダなダムをストップさせる栃木の会
同 弁護士団

1 訴訟全体について

(1) 本件訴訟は、全国市民オンブズマン連絡会議の呼びかけ（200万円の訴訟費用の提供の申出を伴う）を契機に、1都5県において組織された「ハッ場ダムをストップさせる会」（栃木は「ムダなダムをストップさせる会」）によって一斉に提起されたものである。各都県とも住民側敗訴で終了したが、10年もの長きにわたってハッ場ダム等の負担金の違法性を訴え続けることができたことに鑑みれば、提訴に当って、全体弁護士団の廣田次男前事務局長が「簡単には負けない、相手を土俵際まで追い詰める。」と強調していたことは、多少なりとも実現できたといつて良いであろう。

また、後述するとおり、本件訴訟の提起及び追行が弁護士団及び原告団に様々な効果をもたらした面もあるので、10年もの間本件訴訟を戦ってきたことは有意義であった。

(2) 治水負担金（ハッ場ダム）及び利水負担金（思川開発事業）とも、栃木の訴訟が最も勝訴の可能性があった。しかし、裁判所は、この両方とも正しく事実認定を行わず、前者については、現憲法下では国と地方自治体とは対等な関係にあるのに、一日校長事件の判例を当てはめることによって、国の納付通知が「著しく合理性を欠き、そのため予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵がない限り」県は拒否できないとし、後者については、小田急訴訟最高裁判決が示した行政裁量の司法審査の基準を引用しながら、その適切な当てはめをせず、行政に対する違法性チェックを怠った。

(3) なお、控訴審では小池裕裁判長（現在最高裁判事）が県の姿勢を厳しく叱責したし、担当の浅見陪席も現地を視察するなど熱心さが見えたが、裁判長が交代してからは期待が持てなくなった。

裁判官は訴訟が大型化すれば臆病になるので、住民訴訟であっても本件のような国の政策の根幹を問う訴訟では、勝訴判決を得るのは困難であろう。その背景には、「絶望の裁判所」に書かれているような、そのような結論を出さなければ、出世できない、左遷されるという裁判官の人事の問題があるものと断ぜざるを得ない。

(4) 民主党政権になったときには、私たちに3ダムとも中止になるという期待があった。裁判所もできれば政治的に決着してくれという気持ちがあったのか、無理に審理を進めようとはしなかった。

2 判断内容について

(1) ハッ場ダムについて

東京弁護士団を中心にハッ場ダムが治水上必要性のないことを相当程度主張立証できたと料する。

栃木の弁護士団では、栃木県は利根川が貫流しておらず、河川法63条にいう「特別の受益」がないことの主張、立証に力を入れたが、裁判所は正面から答えなかった。それは、まともに扱ったら行政側を敗訴にせざるを得ないので、避けるしかなかったのだ、としか考えられない。

(2) 思川開発事業について

利水負担金については、県が思川開発事業に利水参画する理由、すなわち県南各市町に対して水道用水供給事業を行うということについては、①具体的な計画もなく、②厚労省の事業認可も受けておらず、③供給先として予定されている栃木市は供給を受ける意思を明確にしていない等の事情から、経済的合理性がないことは泡瀬干潟埋立事業公金支出差止め訴訟と比肩し得るし、具体的な支出がまだなされていない段階なので、差止めを認めても何の支障はないことから、当然差止めが認められると思った。

これが認められないということで、裁判所が行政を敗訴させることは如何にハードルが高いものかが明らかになった。

「撤退が政策的には選択肢としてあり得る」と言わせたことで精一杯ということかもしれない。今の裁判所の状況を考えれば、政策的には撤退することも考えられるとまでは言わせたことは、訴訟の成果として評価されるべきことである。

(3) 湯西川ダムについて

訴訟中に完成してしまった。しかし、今回の鬼怒川の堤防決壊でダムの効果は限定的であること、被害防止のためにはダムより堤防整備が重要であることが立証された。

3 訴訟が弁護士及び原告団にもたらしたもの

(1) 弁護士にとって研鑽の場であった

本件訴訟を通じて、治水、利水、環境、地質等河川を巡る様々な問題について勉強することができた。パワーポイントを使っての弁論を訴訟活動の標準装備とすることができた。高裁ではパワーポイントを使っての説明を裁判所から求めるまでになった。

若手の弁護士が代理人として訴訟に参加し、担当も持って積極的に活動した。そのことによって、パワーポイントを利用しての弁論、専門家証人の尋問、忌避の仕方等様々な訴訟技術を体得することができた。

このように本件訴訟は代理人となった弁護士にとって研鑽の場であった。

(2) 原告団にとって運動の根拠を提示してくれる場となった

訴訟提起により問題点が明確になった。行政の考えを引き出せしめ、嶋津暉之さんに行政と戦うために必要な資料を作成してもらうことができたので、行政への質問等、今後の運動に活かすことができる。

本件訴訟は原告団にとって今後の運動の根拠を提示してくれる場となった。

4 訴訟の反省点

3つのダムを一つの訴訟とするのではなく、別個の訴訟として行ったら、各ダムの問題点、とりわけ思川開発事業の利水面での問題点や八ッ場ダムの治水面での問題点がクリアになったのではないかと（但し、訴訟が複数となり現実的ではないとの批判あり）。

湯西川ダムについては、治水、利水及び環境面での問題点について、もっと早く気づき、対応しておくべきだった。

一番では、思川開発事業についても、敵性証人の尋問を認めさせることができなかつた。少なくとも思川開発事業の利水面での県職員の尋問を実施させるべきであった。

また、控訴審では、思川開発事業について、原告側の証人として嶋津暉之証人しか認めさせることができなかつた。しかし、県側は、県の内幕を知っている早乙女正次証人が採用されるのを嫌がっていたので、同証人も採用させるべくもっと努力すべきであった。

5 今後の運動について

「ムダなダムをストップさせる会」は訴訟が目的なので解散する予定であるが、今後は、とりわけ裁判所をして「政策的には撤退もあり得る」とまで言わしめた思川開発事業については、「思川開発事業を考える流域の会」等と連携して、中止に追い込むための運動を継続したい。なお、選択肢としては、栃木市、下野市、壬生町及び野木町が栃木県からの水道用水供給を受けることについての住民訴訟の提起もあり得る。

6 その他

ダム訴訟関係書類はデータで残すことにする。各自持っている書類は処分してよい。紙ベースでは大木事務所で一式を保存する。

八ッ場ダム訴訟茨城事件総括

八ッ場ダムをストップさせる茨城の会
同 弁 護 団

弁護団の動き

1 提訴まで

オンブズマン関係（廣田次男弁護士）からの要請による。

本件提訴によって茨城県内の水行政批判に別々に取り組んでいた各運動体が横につながるきっかけになった。

2 訴訟活動について

(1) 実働弁護団は3名で、その後丸山幸司弁護士が入り4名で取り組んできた。残念ながらメンバーが広がらなかった。

(2) 書面は全体弁護団会議での成果を使用させてもらうことができたので何とかやって来れた。

全体弁護団会議により各地での取り組みがわかり、また会議で出た諸々の話が大変参考にも勉強にもなった。

また、各地の裁判にも参加できてよかった。坂本博之弁護士が群馬で坂巻幸雄証人の尋問、五來則男弁護士が群馬で意見陳述 etc.

(3) 利水については、各地で独自の取り組みが求められたが、茨城では水道料の値段が高くなることについて証人を立てるなど、これまでの茨城県内の運動の成果を反映することができた。

(4) 茨城では第1審の審理の中で、国交省や茨城県の役人の証人尋問を担当したが、特に国交省の役人に対して坂本弁護士の尋問により重要証言を引き出すことができた。

3 判決について

(1) 1審、2審とも茨城の判決は、判決理由がスカスカの手抜き判決だった。

(2) 裁判所の体制改革がいかに必要か明らかになった。たとえば、民事事件にも裁判員裁判のようなものが必要ではないか etc.

4 今後の取り組み

(1) 茨城では霞ヶ浦導水事業差止事件で不当な第1審判決が出て、控訴理由書を提出したところ。控訴審第1回期日は平成28年1月26日（火）午後3時、812号法廷。

八ッ場ダム訴訟での成果を生かしていきたい。

(2) 鬼怒川の水害について今後行政の責任を等事件が起きる可能性がある。その時対応を考える。

(3) 運動体の八ッ場ダムをストップさせる茨城の会が存続する予定なので、今後弁護団は個人参加でその会に入り連携していくことを考えている。

市民の動き

2004年9月10日、訴訟に先立って行われた住民監査請求は410名の請求人を集めたが10月4日請求は却下された。直ちに11月4日の提訴に向け原告を募り21名の原告により訴訟に入った。同時に裁判を支援すべく「八ッ場ダムをストップさせる茨城の会」の結成を、取手、土浦の2極を軸に会員を募った。同年12月5日、第1回「茨城の会スタート集会」を開催。参加者10数名、ほぼ幹事という惨状だった。この経験を梃に、茨城県に利水治水とも負荷をかけるだけの八ッ場ダム事業を広く県民に知らしめるべく活動に入った。

(1) 傍聴と原告意見陳述

2005年1月25日の第1回公判。心配された傍聴者は傍聴席を満たし杞憂に帰した。以降、水戸地裁、東京高裁とも常に満席にした。

原告意見陳述は水戸地裁で延べ16人、東京高裁で1人を数え、さらに、原告による証人尋問には地裁、高裁で各1人、文字通り市民による住民訴訟を実現した。

(2) 八ッ場ダム住民訴訟通信の発行

会員の増強は新規の加入者を募ること、退会者を出さないことが要諦と判断。そのためには会員が運

動に参加しているという実感を持ち続け周囲に呼びかけること。そのためのツール「八ッ場ダム住民訴訟通信」を発行。現在 112 号。ほぼ月刊を続けている。

(3) 学習会・集会・現地視察など

八ッ場ダム問題、水道料金問題をテーマに学習会を繰返し開催。水戸、取手、土浦、藤代、つくば、結城、古河、竜ヶ崎、常総などで延べ 39 回行った。

八ッ場ダム現地視察は 6 回を数え、八ッ場ダム問題は他の市民団体との連携を深めながら茨城県の問題と認識されるようになった。

(4) 自治体への働きかけ

水道料金、いばらき水のマスタープラン、八ッ場ダムの工期延長・基本計画変更、さらには東日本大震災による断水問題などをテーマに、県知事、県議会、市町村議会に要望書・陳情書、請願書、公開質問書繰返し提出。さらには水問題小冊子など利水、治水の資料もすべての県議、市町村議に送付し、自治体の問題として対応するよう働きかけた。また、茨城共同運動に参加。県の担当との質疑を繰返し、県の水行政の虚偽を明らかにしてきた。

(5) 学習会資料の制作・配布

治水小冊子「カスリーン台風がきても八斗島 16750 トンなら八ッ場ダムはいらない」を茨城の会会員、全県議会議員に無料配布。

水道小冊子「蛇口から考える水源開発」を 1 部 20 円で発行。7000 冊をさばき、パワーポイントと合わせ学習会の資料として活用している。

一審の「利水最終準備書面」を冊子にまとめ、会員、議員へ配布した。

(6) アンケート、署名運動

衆参議員選挙、県議会選挙、県知事選挙などには八ッ場ダム、茨城の水問題をテーマに回答を求め有権者に判断材料を提供した。

水道料金問題署名は県内すべての市町村から 9609 筆を獲得。県議会へ提出した。

(7) 他団体との連帯

茨城県は霞ヶ浦導水など多くの問題を抱えており、八ッ場ダム問題と合わせ他の水源開発、水道料金問題などを軸に他の団体に働きかけ「茨城県の水問題を考える市民連絡会」を結成。活動の範囲を拡大した。

今後の活動

11 年に及ぶ裁判で見たものは、この国のおぞましい形だった。国は都県を下級機関としか見ず、都県もまた自治体としての自覚のないまま上命下服・上意下達に甘んじる姿だ。そのことがまた、私たちの住民自治をも否定する悲しむべき現実だ。

私たちはここに活動の指針を向ける。いま社会は立憲主義、国民主権の確立が急がれている。だからこそ私たちは、その礎となる地方自治から始めなければならないと思う。

水や川は“我田引水”“水争い”などの言葉が残るように自治の要諦だ。私たちは八ッ場ダム阻止を核に、流域治水、責任引取水、水道料金、環境問題などへの取り組みを通じて自治を取り戻し、確固たる民主主義社会確立の一端を担うべく活動を続ける。

1、八ッ場ダムの虚構を明らかにし、本体工事の中止を求め続ける。

代替地の有毒鉄鋼スラグ。予想される工期の延長。避けられない事業費の増額など

2、地方から水行政を正し、河川民主主義を確立するため、県・市町村議員の入会を促進し、市町村から自治を立て直し、河川・水行政の正常化を目指す。

3、地方議会議員の勉強会、あるいは一般市民を交えた勉強会を重ね問題意識の拡大を図る。

4、茨城県の水問題を考える市民連絡会の動きを強化し、霞ヶ浦導水、思川開発の阻止に闘う仲間と連携を進め、共同・共闘の輪を広げる。

5、1 都 5 県の仲間と手を携えて「利根川水系河川整備計画」を一から見直し、自然環境を重視した「利根川水系河川整備計画・市民案」の立案を進め、河川行政の在り方を国民的議論にまで高める。

6、マスコミとの関係を深め、責任引取水、水道料金、水余りを軸に「八ッ場ダム・霞ヶ浦導水・思川開発不要」の世論の喚起を図る。

7、八ッ場ダム裁判の闘いの記録を残すべく、会員の手記を主体とした「仮・八ッ場ダム裁判と私」を刊行予定。

ハッ場ダム埼玉訴訟、訴訟の終結を受けて

ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会 同 弁護士団

1. 裁判で実現できたこと

○ 分かり易い審理の実現

本件は、巨大公共事業の必要性についての議論が行われるようになった時期に、1都5県で一斉に提起されたということもあり、埼玉県内においても、一定の関心を集めることができた。法廷にも多くの人が足を運び、特に1審さいたま地裁の審理では、傍聴席はほぼ埋まっていた。

原告団・弁護士団では、傍聴者のために分かり易い審理を工夫した。パワー・ポイントを使った意見陳述、証拠調べは、今ではスタンダードになりつつあるが、10年前の時点では進行協議に用いられる程度で、法廷での使用はこの訴訟が先がけとなったと言える。

○ 利水面でのダムの必要性を弾劾

利水面でのハッ場ダムの必要性に関しては、1・2審の審理を通じて、埼玉県の水需要予測がいかに非科学的、非合理的なものであるかを明らかにし、また、県が水利権確保のために非常に無駄な投資をしているという事実を浮き彫りにすることができた。

埼玉県は、本訴訟係属中の平成19年12月、県内の人口ピーク年度が従前の予測よりも早く到来し、県の5か年計画の中で将来人口を下方修正したことなどから、平成15年度に策定した長期水需要予測をわずか4年余りで見直すことを余儀なくされたが、訴訟では、この新予測についても、水需要を過大に評価していることを各種データを具体的に示して明らかにした。

埼玉県は、農業用水転用水利権を得るために農業用水合理化事業に巨額の費用をかけ、他方で、その冬期分の水利権を得るという理由でハッ場ダム事業のためにさらに重ねて巨費を投じているのであるが、実際には、非かんがい期を含めて暫定水利権の取水が制限されたことはなく、安定した取水が行われている事実を明らかにすることにも成功した。

その結果、結論としては敗訴となった1審判決においても、「ハッ場ダムの利水上の必要性について、原告らの主張する水需要の予測、供給能力の評価及びハッ場ダムによる水源の確保が不要であるとの評価が一つの評価としてあり得る…」 「農業用水転用水利権について本来予定されている取扱いと実態との間には

かい離が生じていることは否定できない」と原告の主張に対する一定の理解が示されることとなった。

○ 調査嘱託の採用を実現

埼玉訴訟では八斗島治水基準点の基本高水ピーク流量 2 万 2,000 m³/秒が著しく過大なものであり、科学的根拠も欠いていることを明らかにするため、裁判所に対し、調査嘱託先を国土交通省関東地方整備局、調査事項を利根川浸水想定区域図の八斗島流域の流出計算に用いた前提条件等とする調査嘱託の申立てをしたところ、さいたま地裁はこれを採用し、平成 20 年 1 月、関東地整から回答書が提出された。

この回答書の提出により、それまで隠されていた洪水流出計算の前提条件が明らかになり、その後の検証作業に大いに役立つことになった。

調査嘱託は利水についても採用され、「渇水が厳しくなると、保有水源の供給可能量が減る」という国交省の計算根拠資料が平成 21 年 1 月にさいたま地裁に提出され、その計算の不合理性を明らかにすることができた。

○ さいたま地検への告発

平成 23 年 1 月に国交省が日本学術会議に提出した基本高水流量計算資料により、上記の調査嘱託への関東地整の回答に虚偽の記載があることが明らかになったので、同年 6 月にさいたま地方検察庁に対して、代理人と原告の有志は、虚偽有印公文書作成および同行使罪で関東地整の当時の責任者を告発した（平成 25 年 9 月に不起訴決定）。

2. 反省点

他方で、この 10 年余の裁判を進めてきた中で反省点も多くある。

* 不十分な弁護団体制

他の都県と比べると弁護団体制が十分ではなく、共通弁護団においても、利水以外の分野については、ほとんど課題を分担することができなかった。

* 控訴審の進め方

1 審では多数の傍聴参加者を得ていたが、舞台が東京高裁に移ってからは、進行協議が続いて法廷が開かれなかったことに加え、政権交代による政治決着への期待もあって、徐々に訴訟への関心が低下してしまった。会への新たな参加者を募る取り組みも、なかなか強化することができなかった。

以上

ハッ場ダム千葉訴訟の総括

ハッ場ダムをストップさせる千葉の会

同 弁 護 団

1 この訴訟の位置づけと果たした役割

- (1) 本事件は、住民訴訟としては極めてハードルが高い事案であるとの認識は、提訴時から共通してあった。したがって、勝訴判決を勝ち取ってダム事業計画を中止させるという目標と同時に、訴訟を通じてこのダム建設計画の問題点を浮き彫りにし、その力で世論を喚起して国民的な課題に押し上げることによって中止に追い込む、さらにはこの国の「無駄な公共事業」の抜本的な見直しを実現して行く、というのが基本戦略だったといえる。
- (2) その意味では、名前の読み方さえ知られていない段階から国政のトップ課題にまで押し上げたこと、民主党のマニフェストの目玉ともなったこと、同党が2009年8月の衆議院選挙で大勝する大きな要因ともなったこと、などは正当に評価すべきである。このことは、政党をはじめとした政治課題を掲げる活動主体と、それに関心を寄せる市民的運動との時機を得た結びつきが得られたとき、政治的変動を起こしうる可能性を示唆したものと見える。今後の活動の教訓ともなろう。

2 住民訴訟の総括

- (1) 嶋津輝之氏を中心とする専門家の尽力と、大熊孝新潟大学名誉教授をはじめとした学者の全面的な協力とによって、治水計画の根幹である基本高水の毎秒2万2000立方メートルの非科学性を明らかにするなど、大きな成果を残すことができた。長期水需給予測についても、本訴訟係属中に次々に実績値が積み重ねられるにしたがい、千葉県の前測がいかに過大で非現実的なものであるかを、完膚無きまでに明らかにすることができた。こうした成果は、必ずや今後のたたかひの重要な武器となるであろう。
- (2) しかるに、司法は、国の行政処分に重大かつ明白な違法ないし瑕疵がない限り違法との判断は出来ないとするなどして、違法な財務会計行為を免罪した。これは、司法に付託さ

れた崇高な使命をかなぐり捨てるものであって、厳しく指弾されなければならない。

- (3) 前記のとおり強力な専門家・学者を擁していたがゆえに、いわゆる「科学論争」に入り過ぎはしなかったか、そのために地域住民の要求と訴訟上の主張との結合、例えば水道料金の値上げ阻止要求と結びつけてたたかうという、住民訴訟本来のあり方が背後に霞すんでしまった面がありはしないか。難しい問題ではあるが、深まった議論と総括が求められてはいないか。

3 千葉でのたたかいを振り返って

一 総括と展望

- (1) ダム建設予定地から遙か離れた千葉県で、1400名近い県民が住民監査請求に立ち上がった。原告団は、その代表としての位置づけであった。そのこと自体、かつてない画期的なことであった。水問題への、長年にわたる取り組みの実績の反映であった。
- (2) 構成メンバーの面から見ると、水問題に取り組んできた住民を中核としながら、情報公開を求める活動やいわゆる「オンブズマン」活動に取り組んできた住民、公害の根絶と環境の保全に取り組んできた住民などが、一体となってこの訴訟を担ってきた。これまでになかったひろがり、連携の深まりを実現することが出来たといつてよい。
- (3) 弁護団活動の反省としては、治水問題に関していえば、ほとんどを東京裁判の成果に依拠する結果となった。また、利水についても、原告本人や住民の要求をもっと取り上げて主張を構成する余地があったかもしれない。その反面、10年以上にわたり継続して打ち合わせ会議を持つなど、弁護団として一体となって最後まで取り組むことができた。また、原告（団）との関係についても、節目節目で懇親の場を持つなどしながら、相互信頼と親睦を深めることが出来たのではないか。
- (4) いま千葉県では、産業廃棄物による環境汚染問題、指定廃棄物の最終処分場設置をはじめとした放射性廃棄物をめぐる問題、相も変わらぬ無駄な公共事業計画と乱開発など、八ッ場ダム問題で取り組んだ課題と共通する問題が山積みしている。この10年余のたたかいで築きあげた財産を、今後活かしていくことが求められている。

以上

ハッ場ダム裁判の総括 東京の会

ハッ場ダムをストップさせる東京の会
同 弁護士

1 東京の水事情とハッ場ダム裁判

東京都は、おいしくて安全な多摩地区の地下水を水源にもつほか、多摩川・利根川の水源地を開発を重ねて、700万 m^3 /日近い水源を保有しています。他方で、80年代以降の水需要は1992年をピークに減少し続けていて、年間のピークは、裁判を起こした11年前でも500万 m^3 /日程度でした。

そんな東京都が、地下水等の等の水源地を「不安定な水源地」と位置付けて、ハッ場ダムの水を500億円近い大金で買うというのです。「水没予定地住民の生活と吾妻渓谷の自然を破壊するダムに頼るのではなく、身近な水源地を大切にすべき」「高度経済成長期とは時代が違う人口減少社会で、過大投資をして将来世代の負担を重くするべきではない」という都民の思いが裁判という形になりました。

2 裁判で明らかになったこと

裁判では、東京都が自ら委託したコンサルの「今後は水需要が減少する」という調査結果を無視して、需要予測を行っていたこと等、新たな事実が明らかになりました。

ハッ場ダムの治水上の必要性に関しては、「流域分割図」の公開を求めた情報公開請求裁判では、国が隠していた資料を公開させることができました。

3 裁判所の判断

しかし、ハッ場ダム裁判では、裁判所は、東京都のハッ場ダムに対する公金支出が「違法ではない」と判断しました。

利水について、東京高裁は、「ダムの水を買う」と申請した時からの事情変更があれば、ダム計画から「撤退」すべき義務が発生することを認めました。しかし、東京都のハッ場ダムに対する参加については、「災害時の備え」として違法ではないとしました。ダムへの「投資」が水道事業の財務に与える影響については、裁判所はまったく考慮しませんでした。過大投資による将来世代への負担を避けたいという原告たちの思いを、裁判所はまったく無視したかたちとなりました。

また、ハッ場ダムの治水上の必要性に関しては、裁判所は「治水計画の違法、瑕疵が重大かつ明白でなければ東京都の公金支出は違法にならない」という判断基準を示して、「東京都がハッ場ダムによって「著しい利益」を受けることはない」という原告らの主張を判断することを避けました。ここで示された判断基準は、自治体(東京都)と国が対等であるという地方自治の基本原則を裁判所が正しく理解していないのではないかと、との疑いをもたせるものでした。

行政の判断を、すべて「裁量」の範囲内で違法ではない、とする裁判所の判断に接して、原告団も弁護団もやりきれない思いです。

4 今後の課題について

わたしたちは、自治体の財務の健全性を裁判を通じて実現するという「住民訴訟」制度を利用して、地方自治を実現しようとしたのですが、裁判所の機能不全に阻まれました。このような裁判所の現状を発信していくことも重要だと思います。

また、東京都の水需要は減少し続けており、ハッ場ダムが東京都にとって不要なダムであることに変わりありません。水源地開発への過大投資は、水道料金の値上げとなって利用者に跳ね返ってきます。このことも発信していきたいと思っています。

今後、ハッ場ダム事業は地滑り対策等により三度目の事業費増額が必要となることが確実です。その際は都議会でも改めてハッ場ダムの問題点がしっかり議論されるよう働きかけていきます。

「想定外と治水」 レジメ

宮本博司

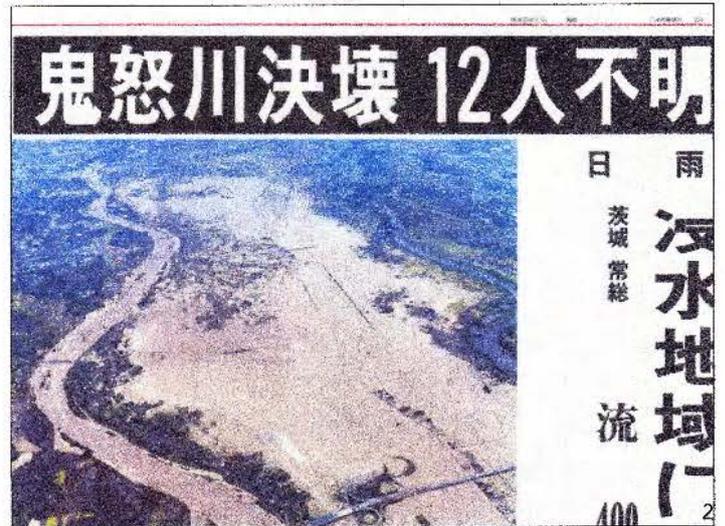
1. 自然現象に通常なし
2. 「想定外」だから死者が出ても
仕方がない？
3. 治水の目的は、いつどのような規模で起こるかわからない洪水から今生きている住民の命を守ること
4. 命を奪う堤防破壊
5. デレーケの警告
6. 堤防の越水対策はなぜタブーに
7. 「防ぐ」から「凌ぐ」
8. 流域治水への転換
9. 想定外には効かないダム
10. 結論ありきでない話し合い
11. 事業中止を勧告する評価機関
12. 世論のうねり

想定外と治水

宮本博司

2015. 12. 13

1



①避難指示遅れ

②脆い堤防の緊急補強せず

③洪水エネルギー集中

3

ダムの限界

- 想定洪水に対して効果的に洪水調節を行う。

・・・洪水規模が想定を上回ると
効果小 なし

4

自然現象は、
想定した頃に、想定した場所で、
想定した範囲内で起こる

自然現象は、
いつ、どこで、どのような規模で
起こるかわからない

5

一つの「想定」を
正しいと思いこむ

「想定」はあくまでも「想定」

いくつもの「想定」を行う
「想定」が間違っていること
を「想定」する謙虚さ

6

「通常」の自然現象？

自然現象に「異常」なし

7

治水事業の目的

いつ、どのような規模で
起こるかわからない
洪水に対して
住民の命を守る

8

洪水により命を失う

「浸水」によって、大量の死者はでない

大量の死者がでるのは、
「流される」
「溺れる」

9

「単ニ土砂ヲ盛揚ゲタル堤防ハ、
其面ヲ草ヲ生ジタル上之ヲ見レバ
宛モ牢強ナルニ似タリト雖ドモ、
其堤蔭ニ住スル人ノ為ニ
甚ダ危険ナリ」

1890年6月26日

内務省雇工師

ヨハネス・デレーケ

10

いつ、どのような規模で
起こるかわからない
洪水に対して
住民の生命を守る

避難体制整備

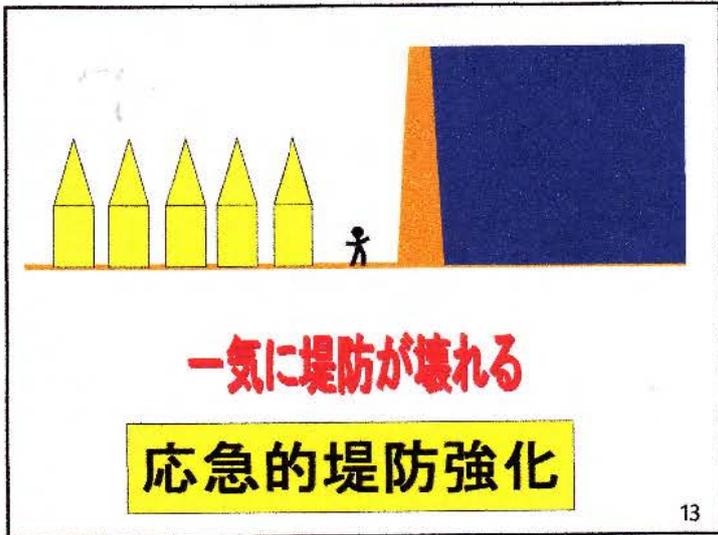
人家密集地域
堤防決壊回避

11

「耐越水堤防は、
スーパー堤防だけ」
本当？



12



平成10年度国土交通省重点施策

②「減災」を目的とした施設整備への転換
 防災施設等の整備について基本的な考え方を、災害発生を前提としつつ、被害を最小限にするという方向に転換する。

際限のない自然現象に対し、想定を越える洪水が生じても被害を最小限に食い止めるため、たとえ越水しても急激に破堤しないよう……強化対策を実施した堤防……。

14

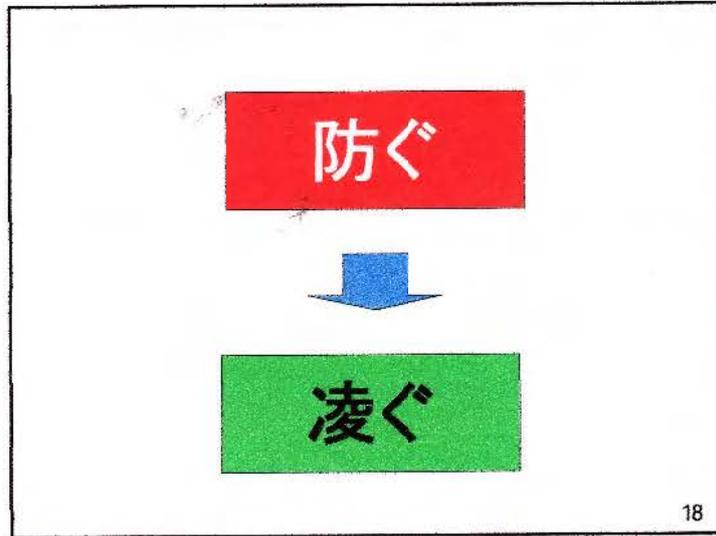


「多くの住民の生命を守るため、やるべき堤防の越水対策になぜ最優先で取り組まないのか。行政の不作為、国の怠慢」

16

洪水を川に押し込めて防ぐ
 ↓
 防ぎきれない

17



兎導河

兎の導河は

分一為九以分殺其激勢

一の河を九河にすることでその激しい勢いを分殺

萬世治水之法此其準則

萬世、治水の法はこれがその準則なり

19

明治以来
近代治水事業

降った雨を川に集めて
できるだけ早く下流に流す

洪水エネルギーの集中

20

流域治水

今更、転換はできない
やっぱり、ダムが必要

21

いつ、どのような規模で
起こるかわからない
洪水に対して
住民の命を守る

ダムは有効か？

22

住民の命を守ることが最優先

膨大な
コスト

生態系
破壊

水没住民
犠牲

ダム建設は
住人の命を守るために
どうしても実施しなければならない
最優先の施策か？

23

結論は変えないから
不都合になると

「かくす」
「ごまかす」
「逃げる」
「ウソをつく」

24

結論を決めずに話し合う

- 淀川流域員会
- 「説明できないなら、
中止すればいい」
- 「隠す」、「ごまかす」、「逃げる」、
「ウソをつく」 必要なし

25

結論を決めている人たち には

事業者が

「隠す」、「ごまかす」、「逃げる」、「ウソをつ
く」



事業中止を勧告する評価機関
(世論のうねり)

26

鬼怒川堤防決壊が求める河川行政の転換

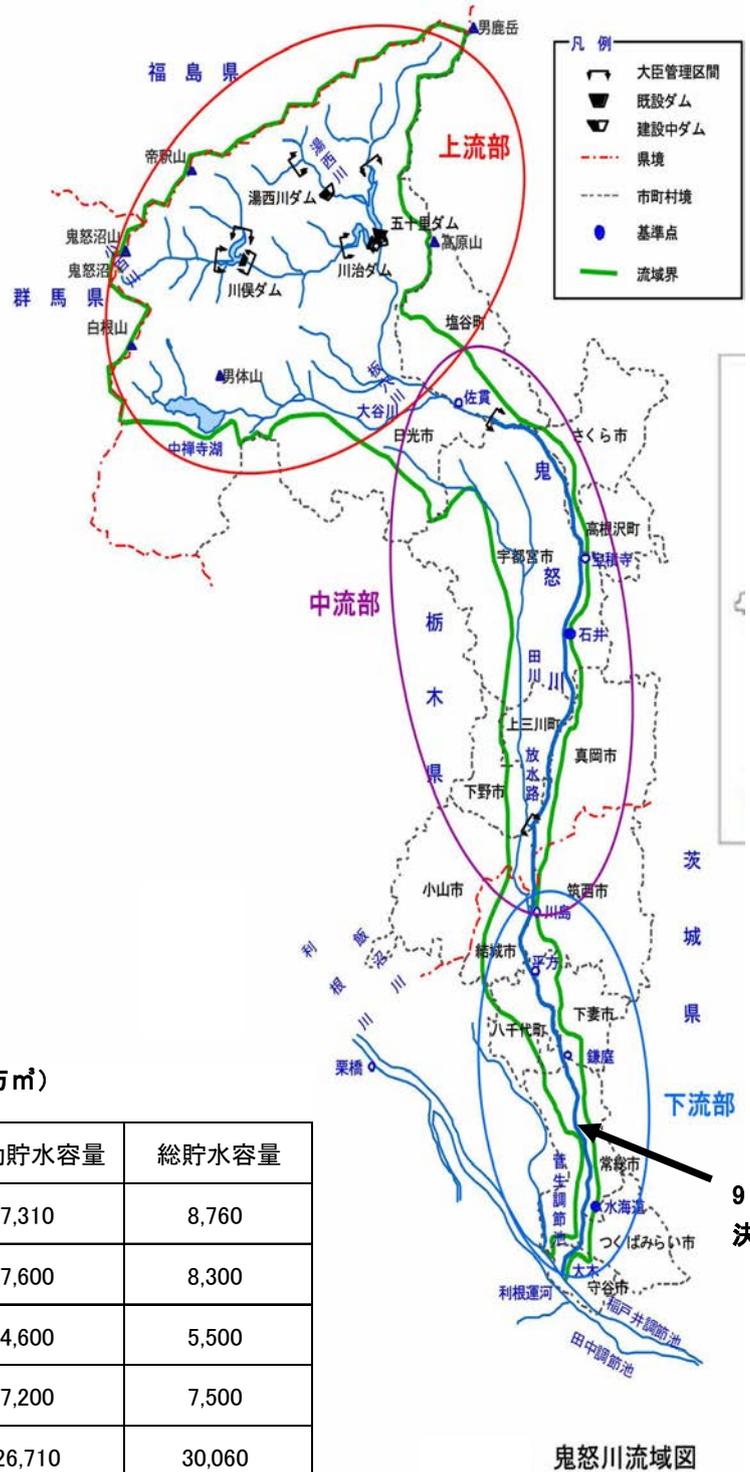
嶋津暉之

四つの大規模ダムの洪水調節で防げなかった堤防決壊

今年9月の台風18号で鬼怒川の堤防が決壊し、甚大な被害が発生した。茨城県常総市の浸水家屋は床下浸水約6,600戸、床上浸水約4,400戸、浸水面積は約40平方キロメートルにも及んだ。決壊で鬼怒川から溢れた洪水が家々を次々と襲っていく凄まじい状況が放映され、堤防決壊がもたらす被害の恐ろしさに息を呑む思いであった。線状降水帯が栃木県北部を中心に居座り続け、観測記録を塗り替える大豪雨が引き越した洪水であった。

鬼怒川上流には国土交通省が建設した四つの大規模ダムがある。五十里ダム、川俣ダム、川治ダム、湯西川ダムである。湯西川ダムはつい最近、2012年に完成したばかりであり、ダムの上にまたダムをつくる、屋上屋を架すようなダム建設が行われてきた。これら4ダムの治水容量は1億2530万立方メートルもあり、今回の洪水ではルール通りの洪水調節が行われた。しかも、鬼怒川では4ダムの集水面積が全流域面積の1/3を占めており、ダムで洪水調節さえすれば、ほとんどの洪水は氾濫を防止できるとされていた河川であった。

しかし、堤防が決壊し、凄まじい被害をもたらした。洪水時の雨の降り方は様々であり、上流ダムで洪水調節をしても、ダム上流域以外の流域での雨量が急増すれば、中下流は氾濫の危険にさらされる。今回の鬼怒川堤防決壊はその典型例であった。ダムでは流域住民の安全を守ることができないのである。



鬼怒川水系4ダムの貯水容量(万 m^3)

	治水容量	利水容量	有効貯水容量	総貯水容量
川俣ダム	2,450	4,860	7,310	8,760
川治ダム	3,600	4,000	7,600	8,300
五十里ダム	3,480	1,120	4,600	5,500
湯西川ダム	3,000	4,200	7,200	7,500
4ダム	12,530	14,180	26,710	30,060

鬼怒川下流部の危険性は警告されていた

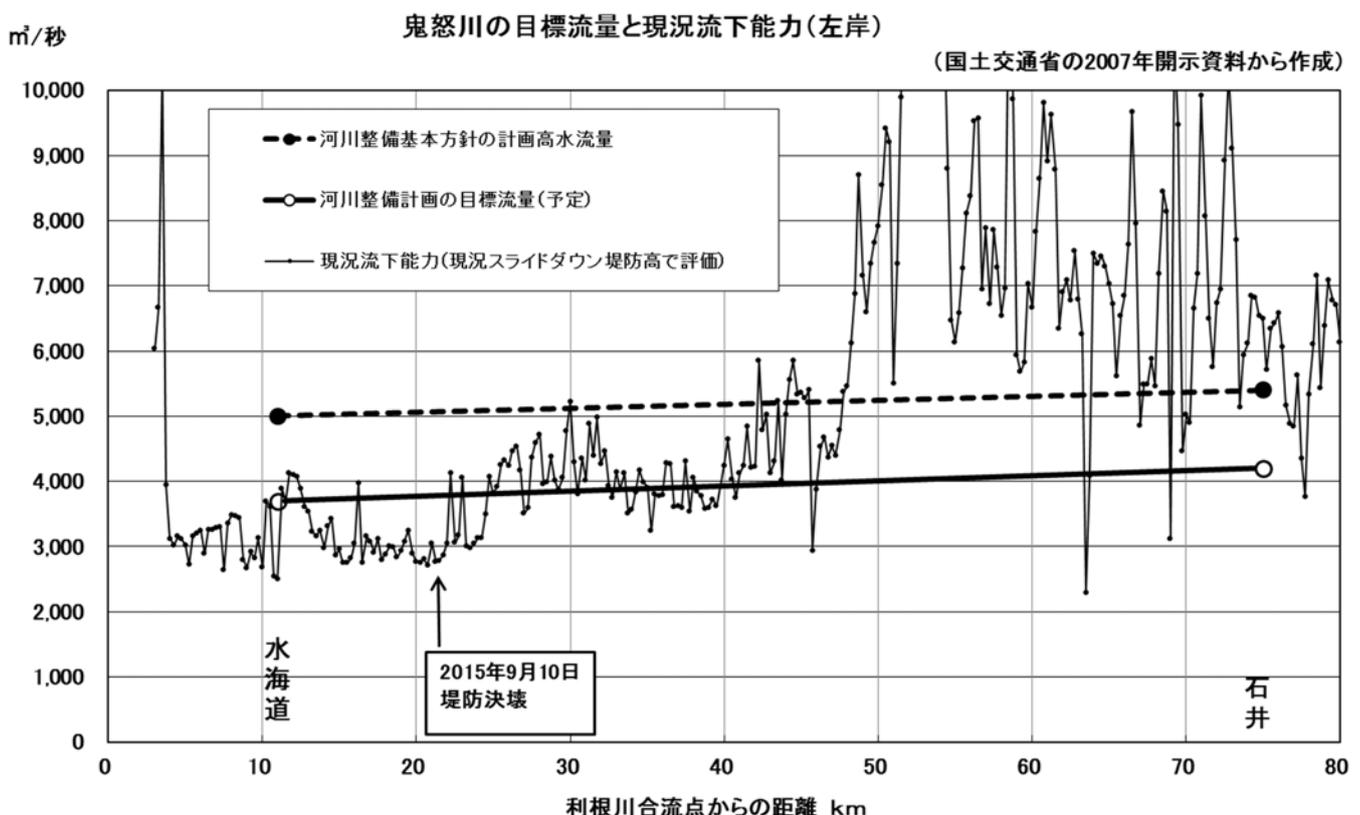
鬼怒川は中流部では600～700メートルの川幅があり、ゆったりと流れるが、下流部になると川幅が半分程度に狭まるため、洪水水位が上昇しやすく、それに対応できる河道整備が必要である。しかし、下流部の河道整備は遅々として進められなかった。

国交省の資料で、鬼怒川の流下能力を点検すると、下図のとおり、下流部は流下能力が大幅に不足していることが明白であったので、筆者はその問題を裁判で指摘したことがある。

栃木県では、栃木県が関与する湯西川ダム、南摩ダム（思川開発）、八ッ場ダムの建設事業をめぐる住民訴訟が2004年から今年まで行われた。これら3ダムは治水・利水の両面で必要性がなく、且つ、かけがえのない自然を喪失させる事業であるから、3ダムに対する栃木県の事業費負担は不要不当な支出であるとして、住民が栃木県に対して支出差止めを求める裁判を起こした。本裁判は今年9月8日の最高裁の決定で住民側の敗訴が確定した。

この裁判で筆者は、2008年の意見書において湯西川ダムとの関連で次のことを指摘した。「鬼怒川中流部はほとんどのところですでに十分な流下能力を有しているのに対して、下流部は状況ががらりと変わる。必要な流下能力を大幅に下回っている区間が多く、河道整備が非常に遅れている状況にある。巨額の河川予算が投じられている湯西川ダム事業を中止し、その予算で鬼怒川下流部の河道整備をすみやかに進めるべきである。」

鬼怒川における今回の大規模な堤防決壊は、流下能力が大幅に不足していて氾濫の危険性があるところでの決壊事故であった。



安価な堤防強化工法の導入を拒む国土交通省

利根川の河川予算は八ッ場ダム、湯西川ダム、南摩ダム、霞ヶ浦導水事業といった大規模なダム等事業が優先されてきた。利根川水系における1998年度以降の治水予算の推移をみると、河川改修費は最近まで年々減少してきたのに対して、八ッ場ダム等のダム建設費は必要な規模を維持し、2007～11年度は河川改修費を上回っている。今後は河川改修に重点的に河川予算を振り向けるべきである。

といっても、堤防を嵩上げしたり、堤防を拡幅したりする河川改修の工事を河川の長い距離で行うためには多額の費用がかかり、用地の買収も必要となるから、一朝一夕では進められない。通常河川改修の方法を取る限り、何十年という歳月を要するので、河川改修が終わるまでの間に今回のような決壊事故が再び起きないとは限らない。

では、どうすればよいのか。水害で最も恐ろしいのは堤防の決壊である。一挙に決壊することさえなければ、洪水が堤防から溢れることがあっても、その場合は洪水がゆっくり広がっていくから、被害の程度に雲泥の差がある。家々を押し流すこともなく、人々は避難することができる。堤防の決壊を防ぐための堤防強化が肝要なのである。

洪水が越水しても決壊しない、あるいは決壊しづらい堤防に強化する安価な技術はすでに用意されている。堤防のコアに土とセメントを混ぜた地中壁をつくるソイルセメント工法や、堤防のコアに鋼矢板を打ち込むハイブリッド工法、あるいは堤防をブロックや遮水シート等で覆う鎧型堤防（アーマーレビー）である。堤防1メートル当たりおよそ50～100万円の費用で堤防を強化できるとされている。

国交省が江戸川の下流部等で計画しているスーパー堤防は堤防1メートル当たりおよそ2000～4000万円の整備費用がかかるから、それと比べて格段に安い。実際にスーパー堤防はあまりにも整備に費用が嵩むため、遅々として進まず、「点」の整備しかできず、意味を失っている。しかも、居住者を工事期間中（3～4年）立ち退かせるため、高齢者などにとって過酷な事業になっており、江戸川区北小岩一丁目地区の事業では住民から中止を求める裁判が起こされている。

ところが国交省は、堤防を越水する洪水が流れても耐えられる堤防（耐越水堤防）はスーパー堤防しかないとして、上記の安価な堤防強化工法の導入を拒否している。ソイルセメント工法やハイブリッド工法を認めない理由は土堤原則、すなわち、堤防は土で構成されるべきであり、異物を堤防のコアに入れると、長期的には変形し、はく離や空洞化が生ずるから、土以外の異物を入れてはならないというものである。しかし、堤防の応急強化策として、堤防の法尻に鋼矢板を打つことはよく行われていることであり、土堤原則は理由にならない理由である。また、鎧型堤防については土木学会が長期にわたる実効性が不明として認めようとしなない。

安価な堤防強化工法を認めてしまうと、スーパー堤防事業を推進する論拠が失われてしまうから、国交省は土堤原則等を持ち出していると考えざるを得ない。

鬼怒川下流部のように流下能力が著しく不足している河川では、安価な堤防強化工法で堤防を強化することが急務であるが、それを拒んでいるのが国交省である。ダム建設やスーパー堤防の整備といった大規模河川事業の推進に固執し、安価な堤防強化工法の導入を拒み続ける国交省の河川行政が今回の堤防決壊を引き起こしたと言っても過言ではない。

下流部では洪水ピークのカット効果が激減する 4 ダムの洪水調節

国交省は右表のとおり、4ダムの洪水調節がなければ、下流の水海道（約11km地点）でピーク水位が25cm上昇して浸水区域が大きく拡大したというシミュレーションの結果を示し、ダムの効果の宣伝に努めている。このシミュレーションは条件を仮定して計算したものであり、今回の洪水を正しく再現しているかどうかは定かではないが、仮に4ダムで25cmの水位低下効果があったとしても、流量で見ると、その削減効果はきわめて小さい。

水海道地点の今年度の水位流量関係式（HQ式）^{〔注〕}は未確定であるので、過去の各年度のHQ式を情報公開請求で求めたところ、今回の洪水に比較的合うのは平成

ダムの効果による 各地点の水位低下量 (cm)	
	効果
平方水位観測所	約56
決壊箇所(21.0k)	約25
鬼怒川水海道 水位観測所	約25

関東地方整備局第5回鬼怒川・小貝川有識者会議（2015年10月29日）資料1より

19年度のHQ式であった。このHQ式に今回の洪水の最高水位 8.08mを入れると、3,941 m³/秒になり、今回の洪水のピーク流量の公表値約 4,000 m³/秒に近い値になった。そして、このHQ式に25cm高い 8.33m (8.08+0.25) を入れると、4,115 m³/秒になった。実績ピークの公表値 4,000 m³/秒に合わせて補正すると、 $4,115 \times (4,000 \div 3,941) = 4,180$ m³/秒となる。

〔注〕水位流量関係式 (HQ式) : 河川で常時観測しているのは水位であって、洪水時に浮子 (ふし) を投げ込んで流量観測を行い、その結果から水位と流量の関係式を年度ごとにつくる。その式から流量を求める。

よって、国交省の計算でも上流4ダムの洪水調節は下流部では 4,180 m³/秒を 4,000 m³/秒へ約5%引き下げただけである。

一方、ダム地点で4ダムの洪水調節がない場合のダム放流量を計算し、実績ダム放流量 (下流側の川治ダム+五十里ダムの放流量) との差をとると、下図のとおり、2,000 m³/秒以上になる。

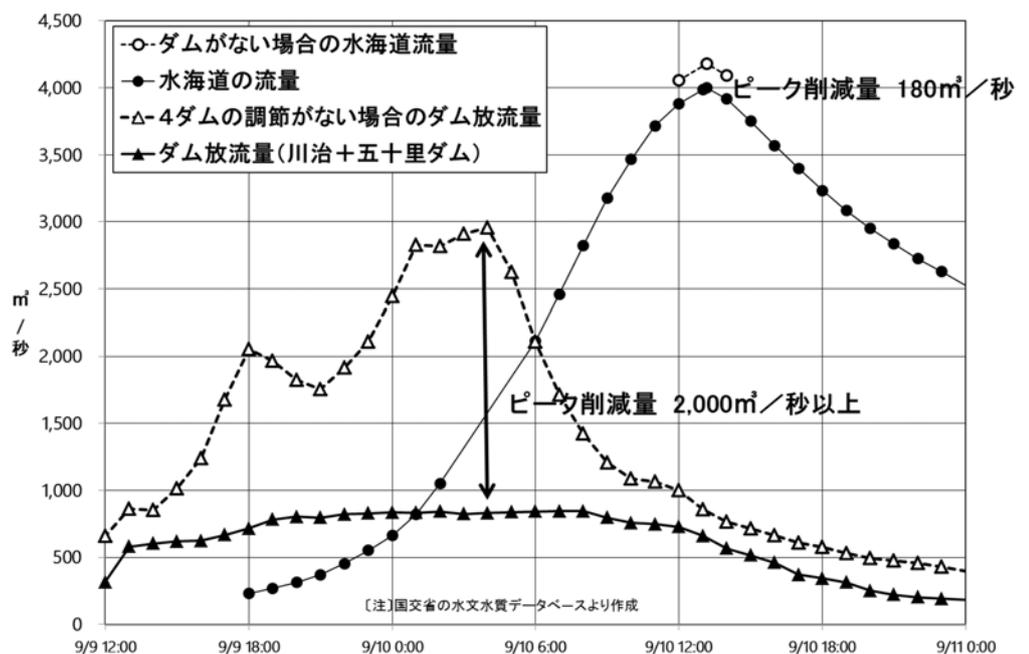
したがって、今回の洪水ではダム地点では 2,000 m³/秒以上の洪水ピーク削減効果があったものが、水海道地点ではわずか約 180 m³/秒にとどまり、1/10以下に激減している。

鬼怒川水系ダムによる洪水ピークの削減量が下流で激減した理由は、①ダム地点の洪水ピークと下流部の洪水ピークとの間に時間のずれがあったこと、②下流部まで流下する間に川幅が広い中流部で河道貯留効果が働き、洪水ピークが減衰したことにある。

このように、国交省の計算でも、ダムの洪水調節の治水効果は効率がきわめて悪い。

湯西川ダムの建設事業費は1840億円にもなるから、4ダムを合わせた事業費を現在価値で表わせば、6000億円以上になるであろう。このような巨額の河川予算をかけても、4ダムでこの程度の治水効果しか得られないのであって、ダムを重視する河川行政の誤りは明らかである。この予算を河道整備に振り向けていれば、決壊を防ぐこともできたであろう。

ダム地点(134km)の放流量と下流・水海道地点(11km)の流量



川治ダムの緊急放流 日光市藤原地区の約140戸が一時避難

今年10月9日の下野新聞が「上流 日光・川治ダム越流の恐れ」「迫る緊急放流 住民避難」という見出しで、鬼怒川水系4ダムの一つ、川治ダムの直下で9月10日午前4時45分に一時避難の発令が出されたことを伝えている。川治ダムが満杯以上になって、緊急放流する危険が高まり、洪水をコントロールできなくなる恐れが生じたため、日光市藤原地区の約140戸が一時避難したのである。大雨が収まり、緊急放流は見送られたが、もし緊急放流していれば、ダムの直下はダムの洪水調節の効果を前提とした河道になっているので、氾濫し、大きな被害が発生したに違いない。

このように、ダムとは、満水になると、調節機能を失い、かえって危険な存在になるものであり、その面でもダムに依存した河川行政からの脱却を図るべきである。

○「地先の安全度」とは？

地先の安全度マップは、みなさんのご自宅やお勤め先などの場所が、どのくらいの水害リスクがあるのかを滋賀県がシミュレーションにより求めた図です。平成24年9月18日～平成25年8月13日に各市町毎に公表したものです。

どれくらいの雨の時にご自宅などの近くを流れる川や水路があふれ浸水するおそれがあるのか、あふれた場合はどの程度の被害となるのかを明示したものです。

例えば、10年に一度程度降る雨(概ね1時間に50mm)、100年に一度程度降る雨(概ね1時間109mm)が発生した場合、どの程度の浸水深さとなるおそれがあるのかをご覧くださいことができます。

一級河川が溢れる洪水に加えて、普通河川や農業用排水路など、身近な水路の氾濫(内水氾濫)なども想定したものです。たとえば、一級河川の溢水や破堤はなく、内水氾濫だけで浸水深が深くなると予想される区域は、一級河川の整備がすすんでも地先の安全度マップに変化は生じません。

○「浸水警戒区域」とは？

「地先の安全度マップ」を踏まえ、200年確率の降雨があった場合に人命被害を生じるおそれが判明した区域に対し、指定をおこなおうとするものです。

浸水警戒区域では、浸水に対して安全な建築としていただくよう条件を設定したいと考えています。水害リスクの明らかになった地域に対して、県が支援制度を創設し、責任を持って対策をするということを明示するのが区域指定です。

○「建築制限」とは？

「浸水警戒区域」の中で住宅や社会福祉施設等を建てる場合、水害リスクに対して適切な対応がされ、安全な住まい方がされる条件をクリアしているかどうかを県がチェックする「許可制度」のことです。

右の写真をご覧ください。右の家屋は平屋なので軒下まで水没しています。一方、左の家屋は、2階建てなので、水があがってきても避難空間が確保できています。

水害リスクの高い区域では、軒下まで浸水するような建物は、大雨の時には命にかかわるので止めておく、逃げ遅れた時のために避難空間を確実に確保しておく、という「安全な住まい方」をルール化しています。

○「浸水警戒区域」の指定は、どのようにおこなわれるのですか。



区域指定の手順

かならず水害に強い地域づくり協議会での検討を経てから、区域指定がおこなわれます。



区域指定にあたっては、具体的に議論を重ね、合意形成を図ったうえで「水害に強い地域づくり計画」を策定することとしております。

○ **なぜ「200年確率の降雨」を対象とするのですか。**

「200年確率の降雨」は、最大規模の災害を想定して設定したものです。

200年に1回という確率は、30年間では14%の確率でありうるということです。100年間では39%です。3人に1人は、親子3代のうちに、命に係わる危険性のある水害に遭遇する可能性を示す数字です。

1. 「200年に1回おこる災害」が、今後1年間におこる確率は、 $1 \div 200 = 0.5\%$ です。
2. 「200年に1回おこる災害」が、今後1年間におこらない確率は、 $100\% - 0.5\% = 99.5\%$ です。
3. 「200年に1回おこる災害」が、今後30年間に一度もおこらない確率は、 $99.5\% \times 99.5\% \times \dots$ (30回繰り返す) $\dots \times 99.5\% = 86.0\%$ です。
4. 「200年に1回おこる災害」が、今後30年間におこる確率は、 $100\% - 86.0\% = 14\%$ です。

○ **「浸水警戒区域」の中では、新たに建物は建築できないのですか。**

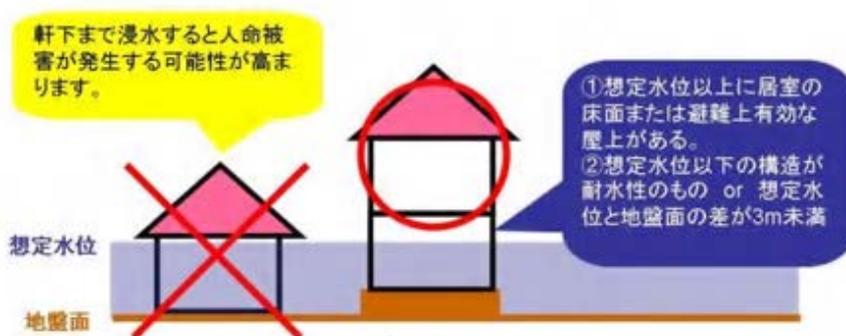
建築できます。次に示す建物は条例に定める条件をクリアしていただきたいと考えています。

1. 住宅
 2. 社会福祉施設
 3. 特別支援学校および幼稚園
 4. 病院、診療所および助産所
- 販売所や工場など、上記以外の建物については、条件を設けることはありません。

○ **「浸水警戒区域」の中にある既に建っている住宅は、建て替えないといけないのですか。**

将来、増改築する時に、安全に住むための条件をクリアしてください。地盤盛土等の対策を行い、想定水位以上の高さに避難できる空間を確保してください。

または、地域防災計画等に位置づけられた避難場所など、浸水が生じた場合に確実に避難できる要件（広さ、距離、経路、管理状況等）を満足する避難場所が付近にある必要があります（ただし、社会福祉施設等は除きます）。



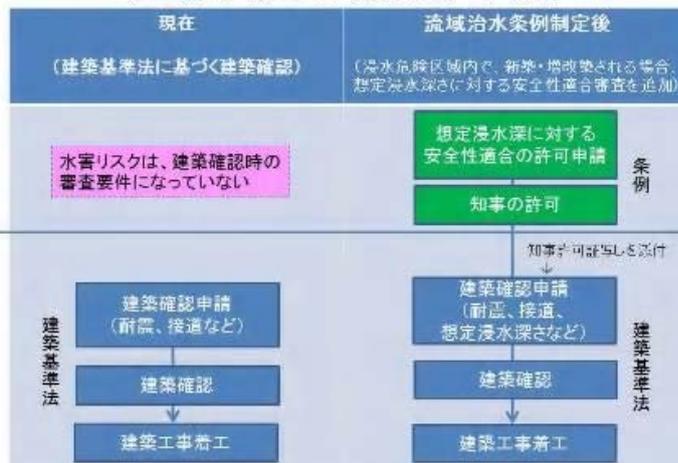
「建築制限」は、上記（右図）

の条件を満たし、水害リスクに対応した安全な住まい方がされるかどうかを県がチェックする制度です。

○ **「浸水警戒区域」で地盤の嵩上げをして家を建てる場合、どれくらいの嵩上げが必要ですか。**

2階建ての場合、想定浸水深が3メートルの

建物を建てる際の手続



ところであれば最高で2センチ、4メートルのところであれば最高で1メートル2センチです。

○「浸水警戒区域」の中で住宅等を建築する場合、どのような手続きが必要なのですか。

従来の建築確認申請の前に、知事あてに想定浸水深に対する安全性適合の許可申請をしていただくこととなります(条例第14条)。

水害リスクは、現行の建築確認手続きの中の審査要件になっていないため、建築確認申請の前に行っていただきます。

○ なぜ住民に罰則を掛けるのですか。

現行の「滋賀県建築基準条例」の中にある災害危険区域制度のうち、出水に係るものを抜き出して「滋賀県流域治水の推進に関する条例」に移すという法制度上の操作をしています。このため、現行法制との整合性を維持するよう、現行の「滋賀県建築基準条例」の中にある罰則規定を「滋賀県流域治水の推進に関する条例」でも規定しようとするものです。

したがって、新たに特別な罰則規定を創設するものではありません。

ただし、条例上の罰則については「当分の間、適用しない」こととしました。

しかし、浸水警戒区域は、建築基準法に定める「災害危険区域」となりますので、本条例の規制に違反した場合は、建築基準法第9条第1項の規定により是正のため必要な措置が命ぜられ、この命令に従わないものに対しては建築基準法の罰則規定が適用されます。(罰則：20万円以下の罰金)

本条例の罰則が適用されない「当分の間」であっても、本条例の規制は、建築基準法の罰則で担保されることとなります。

この場合であっても、罰則については、地域で決めたルールを破って勝手に危険な住宅開発をするなどの悪質な行為が行われる場合に適用になります。

○「浸水警戒区域」に指定された区域に対し、県として支援を考えていますか。

「多重防御」による人命被害回避方法への支援制度としては、「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」と「避難場所整備事業」を検討しています。

「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」は、「浸水警戒区域」内の既存住宅の、住宅の改築(建て替え)および増築時に、地盤の嵩上げ(盛土、法面保護)工事、RC造、ピロティ化等工事の費用を助成しようとするものです。

「避難場所整備事業」は、「浸水警戒区域」に対して有効な避難場所の新設(改築含む)を行う際に県が費用の一部を助成しようとするものです。

浸水深が3m以上の区域に現在お住まいの方への支援制度(検討中)

- ・ 宅地嵩上げ浸水対策促進事業
 - 「浸水危険区域」内の既存住宅の、住宅の改築(建て替え)および増築時に、地盤の嵩上げ(盛土、法面保護)工事、RC、ピロティ等工事の費用を助成



県から嵩上げにかかった費用の1/2、上限400万円を助成



浸水深が3m以上の区域に現在お住まいの方への支援制度(検討中)

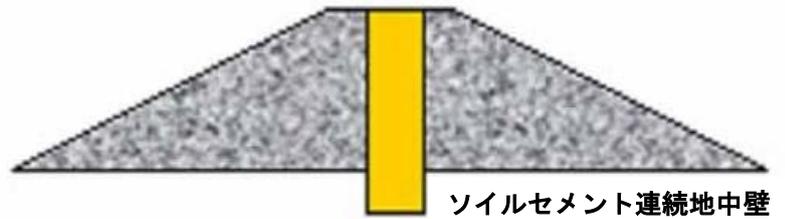
- ・ 避難場所整備事業
 - 「浸水危険区域」に対して有効な避難場所の新設(改築含む)



比較的低コストの耐越水堤防の例

(1) ソイルセメント連続地中壁工法

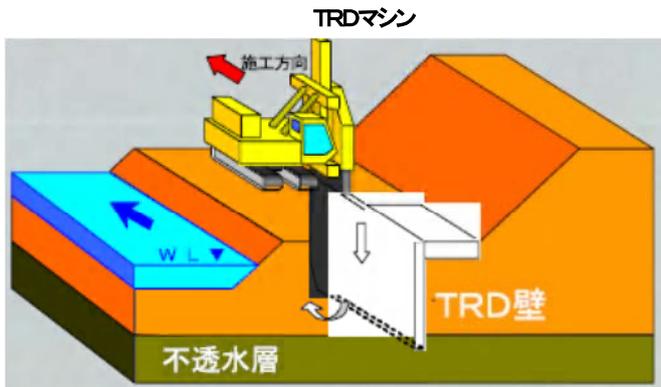
堤防内にソイルセメント連続地中壁を設けて堤防を強化する工法である。代表的な工法としてTRD工法とパワーブレンダー工法がある。1メートルあたり50～100万円とされている。しかし、国交省は土堤原則を理由に堤防の中心部に入れることを認めていない。



ソイルセメント連続地中壁

① TRD工法

(Trench cutting Re-mixing Deep wall)



② パワーブレンダー工法



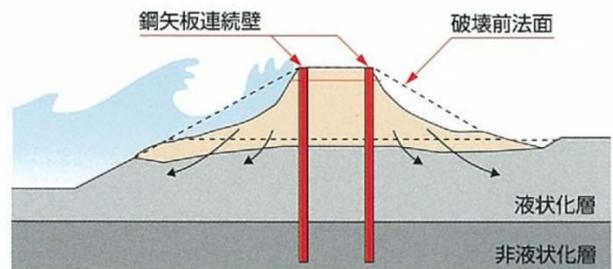
(2) ハイブリッド堤防 (鋼矢板)

鋼矢板による堤防補強はよく行われていることであるが、国交省は土堤原則（土の堤防に異物を入れない）を理由にして、鋼矢板を堤防中心部に設置するハイブリッド堤防を河川堤防では認めていない。

しかし、海岸堤防の液状化対策として実施されている例がある。（高知県高知市の仁ノ海岸堤防のインプラント堤防）

液状化対策

鋼矢板で地盤を締切ることによって液状化を抑制し、堤防機能を保持



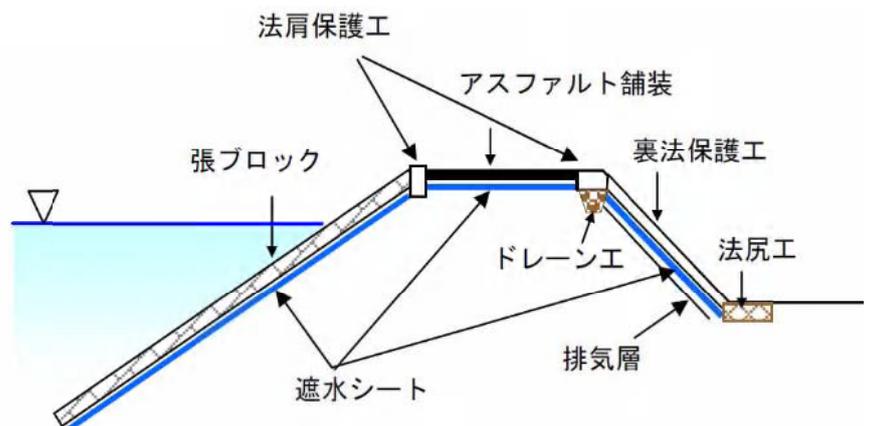
(3) 鎧型堤防

(アーモアレビー armor levee)

例. 雲出川の耐越水堤防

(淀川流域委員会の資料より)

延長 約 1.1 km、事業費 約 48 億円 (1999 年度に完成) 通常の堤防強化に比べてコストは 1 割増であったとされている。



ハッ場ダム住民訴訟の代理人

弁護士 団長 弁護士 高橋利明 (東京都)
 弁護士 副団長 弁護士 大川隆司 (神奈川県)
 弁護士 事務局長 弁護士 大木一俊 (栃木県)
 弁護士 前事務局長 弁護士 廣田次男 (福島県)

(順不同)

<群馬県>

弁護士 嶋田久夫
 弁護士 福田寿男
 弁護士 野上恭道
 弁護士 樋口和彦

<栃木県>

弁護士 須藤博
 弁護士 高橋信正
 弁護士 若狭昌稔
 弁護士 浅木一希
 弁護士 品川尚子
 弁護士 野崎嵩史
 弁護士 服部有平
 弁護士 米田中軍
 弁護士 田中徹歩
 弁護士 一木明章
 弁護士 五味淵郁毅
 弁護士 菊田

<茨城県>

弁護士 谷萩陽一
 弁護士 五來則男
 弁護士 丸山幸司
 弁護士 坂本博之
 弁護士 松村孝

<埼玉県>

弁護士 野本夏生
 弁護士 南雲芳夫
 弁護士 佐々木新一
 弁護士 小林哲彦
 弁護士 猪俣正子
 弁護士 川井理砂
 弁護士 伊東結子

<千葉県>

弁護士 菅野泰
 弁護士 廣瀬理夫
 弁護士 中丸素明
 弁護士 近藤裕香
 弁護士 植竹和弘
 弁護士 拝師彦
 弁護士 島田亮
 弁護士 及川智志
 弁護士 山口仁

<東京都>

弁護士 谷合周三
 弁護士 只野靖
 弁護士 西島和宏
 弁護士 島昭宏
 弁護士 朝倉淳也
 弁護士 羽倉佐知子
 弁護士 田見高秀
 弁護士 松田高平
 弁護士 土橋実
 弁護士 中野直樹
 弁護士 脇田康司

<福島県>

弁護士 菅波香織
 弁護士 越前谷元紀

以上 54名

ハッ場ダム住民訴訟 これまでの主な集会 (敬称略 肩書きは当時)

◆2004年9月12日 新宿住友ホール

STOP THE YAMBA DAM 住民監査請求報告大集会

講演：脱ダム社会への道 田中康夫(長野県知事)

報告：川辺川ダム利水裁判の勝利 川辺川利水訴訟弁護団団長 他

◆2004年12月5日 渋谷フォーラム・エイト オリオン・ホール

ストップ!ハッ場ダム～住民訴訟スタート集会～

講演：ハッ場ダムは利根川治水に役立つか? 大熊 孝(新潟大学教授)

◆2005年11月27日 南大塚ホール (JR山手線大塚駅南口下車 徒歩5分)

ハッ場ダム住民訴訟1周年報告集会

講演：はじめて国の巨大ダムを止めた村のたたかい 藤田 恵(元徳島県木頭村村長)

◆2006年12月9日 全水道会館4階大会議室

ハッ場ダム住民訴訟2周年報告集会

講演：永源寺第二ダムの高裁判決勝利 吉原稔弁護士

◆2007年12月9日 全水道会館4階大会議室

ハッ場ダム住民訴訟3周年報告集会 誰のための公共事業? 「政・官・業」癒着の真相とは

講演：官僚技官 公共事業に依存する官僚たち 西川伸一(明治大学教授)

◆2008年11月30日 日本青年館中ホール

ハッ場ダム住民訴訟4周年報告集会

講演：「脱ダム宣言」は、脱ムダ宣言 田中康夫(新党日本代表)

◆2009年12月6日 全水道会館4階大会議室

ハッ場ダム住民訴訟5周年報告集会

講演「ハッ場ダムの57年と政権交代」 保坂展人(公共事業チェック議員の会・前事務局長)

◆2010年12月4日 全水道会館4階大会議室

ハッ場ダム住民訴訟 提訴6周年報告集会 あばかれた利根川洪水の神話

講演：ハッ場ダムより緑のダム 利根川に果たす森林の役割 関良基(拓殖大学政経学部准教授)

◆2011年12月17日 全水道会館4階大会議室

デタラメな検証は許さない! ハッ場ダム住民訴訟7周年集会

講演：ダム検証：恥ずかしくないですか 今本博健(京都大学名誉教授)

報告：水増しされた治水便益～費用対効果6,26のカラクリ～ 梶原健嗣(東京の会)ほか

◆2012年12月9日 全水道会館4階大会議室

ハッ場ダム住民訴訟8周年報告集会

ねつ造してまでハッ場ダム? どうなる!! 利根川水系河川整備計画

講演：ムダな公共事業を止められるか? 五十嵐敬喜(法政大学教授)

利根川・江戸川有識者会議の欺瞞 関良基(拓殖大学准教授 利根川江戸川有識者会議委員)

◆2013年12月21日 全水道会館4階大会議室

ハッ場ダム住民訴訟9周年報告集会

ダムにたよらない流域治水 夜明け前 ～滋賀県の挑戦にまなぶ～

講演：ダムにたよらない治水を実現しようー滋賀県・流域治水推進条例の試みー

今本博健(京都大学名誉教授)

◆2014年12月14日 全水道会館4階大会議室

ハッ場ダム住民訴訟10周年報告集会

今、川とひとを分断するもの～1997河川法改正の理念を取り戻そう!～

講演：河川法改正が目指したもの 尾田栄章(元建設省河川局長)

◆2015年12月13日 全水道会館4階大会議室

ハッ場ダム最高裁決定 抗議集会 ダム依存から真の河川行政への転換を求めて

講演：想定外と治水 宮本博司(国交省河川局OB、元淀川水系流域委員会委員長)

報告：鬼怒川水害の分析 嶋津暉之(ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会代表)ほか

八ッ場ダム住民訴訟 11 周年報告集会アピール（案）

私たちはいま、新たな一步を印します。

背を押したのは、最高裁から送りつけられた一片の「上告棄却決定通知」でした。

これに先立つ東京高裁判決は、利水であれ治水であれ、国の納付通知に「重大かつ明白な違法ないし瑕疵がなければ都県の公金支出が違法との判断はできない」とし、国と都県は、上意下達の関係にあり、都県には異議申し立てをする権利すらないと断ずるがごときもので、憲法が保障する地方自治を否定する不当極まりないものでした。

私たちは直ちに上告しました。「最高裁よ憲法を護れ」と。しかるに最高裁は「本件上告を棄却する」「本件を上告審として受理しない」。電子音にも似た事務処理通知で拒けたのです。感情のない一片の通知は、憲法の番人である最高裁が行政権力にひれ伏し、この国の立憲主義が崩壊していることを改めて告げるものでした。

私たちは裁判には敗れました。しかし 11 年に亘る法廷での闘いは、水は誰のものか。川は誰のものか。何より主権は誰にあるのか。を問うものでした。

50 数年(現時点で 60 数年)にわたり地元住民の反対を押しつぶし強行する八ッ場ダム事業が、4600 億円にも上る巨大な事業費が、公共の福祉に資するのか。下流都県の治水負担金が、負担するに値する「著しい利益」があるのか。膨大な水余りを抱える都県の水道事業に、これ以上の水が必要なのか。地すべりの危険、破壊されたままになる吾妻溪谷、莫大な財政負担、これらを後に続く世代に遺すことが許されるのか…。

私たちは弁護団の献身と多くの専門家、学者の支援により虚構をひとつひとつ崩し真実を白日の下に晒しました。この事実は私たちの社会に楔を打ち込み、亀裂を走らせました。

時代は動きました。2009 年 9 月、八ッ場ダムストップを掲げる政権が誕生しました。政権は短命に終わり、八ッ場ダムの中止はならなくとも、私たちの刻んだ亀裂は市民運動の DNA に刻まれ消すことはできません。

大きな揺り戻しがきました。立憲主義を平然と踏みにじる政権が暴走に暴走を重ねています。危機の時代です。しかし、一方で与えられた民主主義、ぼろぼろになった民主主義を、市民が自らの手で勝ち取る歴史的な機会でもあります。

沖縄が動きました。安保法制・原発反対の声はますます大きくなっています。SEALDs に代表される若者が立ち上がりました。各地で無駄な公共事業を阻止する運動は止みません。さまざまな人々が、それぞれの立場で声を上げています。

私たちは歩み続けます。未だ完成を見ない八ッ場ダム阻止のために。ダムに頼らない流域治水確立のために。このままでは必ず来る水道料金高騰から生活を守るために。多くの市民と連帯し民主主義と立憲主義を確立するために。私たちは歩み続けます。

人の上に国をつくらず

2015 年 12 月 13 日

参加者一同